

岩手県知事 達増 拓也 殿

**2021年度
岩手県予算に関する申し入れ**

2020年12月11日

日本共産党岩手県委員会

委員長 菅原 則勝

県議会議員 斉藤 信

高田 一郎

千田美津子

2021 年度岩手県予算に関する申し入れ

新型コロナウイルスの感染者が全国各地で急増し、過去最多を記録する「第3波」の感染拡大が起こっています。知事をはじめ県職員、医療関係者等の献身的な取り組みに心から敬意を表します。北海道、首都圏、中部圏、大阪などでは、重症患者の増大が病院のベッドやマンパワーの限界を超え、医療体制が機能不全に陥る「医療崩壊の瀬戸際」に陥る地域も出てきています。12月10日現在、1日の感染者が2969人(再陽性患者含む)と2日連続で過去最多を記録し、全国の感染確認は17万2333人(横浜クルーズ船除き)、死者は2512人となっています。重症患者も543人と過去最多水準となっており、死者も増加しています。

こうした中で、県内でも11月以降、飲食店や介護施設等で6つのクラスターが発生し感染が拡大しています。10日現在、感染確認は230人、死者8人、重傷者4人となっています。医療機関や介護施設等でクラスターが発生し感染者が出ていることは重大です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を抑止し、県民の命と健康、暮らしと経営を守ることは、県政の緊急で最優先の課題となっています。無症状の陽性患者を早期に発見し、保護、治療に結び付ける検査体制の抜本的な強化が必要です。病院・介護施設等への社会的検査を実施すべきです。保健所の体制を抜本的に強化し、陽性患者を早期に把握・保護するために、感染追跡を専門に行うトレーサーの養成・配置が必要です。新型コロナ感染拡大の下で、飲食や旅館・ホテル、運輸関係など売り上げが大幅に減少するなど多くの事業者に重大な影響が長引いています。「一人も失業させない」「コロナで倒産させない」という立場で、従来の延長線ではない抜本的な対策を国に求めるとともに県としても講じる必要があります。

菅政権は12月8日、新型コロナ感染症対策の「追加経済対策」を閣議決定しました。事業規模は73.6兆円です。財政支出40兆円のうち、感染防止策は5.9兆円と2割に満たず、医療機関の減収補填も、PCR検査拡充に必要な全額国庫負担の枠組みもありません。持続化給付金、家賃支援給付金も打ち切りです。一方で感染防止を妨げる「Go Toトラベル」は来年6月まで延長します。財政支出のうちポストコロナに向けた「デジタル改悪」や大企業への支援策など「産業構造の転換・好循環の実現」が18.4兆円など半分近くを占めます。10兆円の予備費を上積みします。国民の願いと逆さまの中身となっています。単身世帯で年金収入200万円以上の75歳以上の高齢者(370万人)の医療費を2割負担に倍加する方針を決めたことは血も涙もない冷酷な政治そのものです。医療と検査の抜本的拡充、暮らしと営業への根本的転換が必要です。

東日本大震災津波から9年9ヶ月が経過しました。災害公営住宅は内陸(盛岡市南青山)の1施設も12月7日に完成し被災者の住宅再建も進んできました。防潮堤の整備も復興関連道路も一部を除いて年度内に完成する見込みです。一方で、被災者の生活実態は、いまだに癒えない心のケアの課題や高齢化と生活苦、孤独死の増加など対応と対策が求められている課題も残されています。「震災・大不漁・コロナ禍」と三重苦に直面している漁業、水産加工業の再建の課題も正念場を迎えています。こうした中で、達増知事が被災者の医療費等の免除措置を来年3月ま

で継続するとともに、4月からは非課税世帯に限定しつつ12月末まで継続実施することを明らかにしたことは、被災者を励ましています。被災者の医療費等の免除措置は、被災者の命と健康、生活を守るうえで重要な取り組みであり、全国の教訓ともなる誇れる取り組みです。

7年8ヶ月続いた強権と腐敗の安倍政権に代わって菅政権が発足しました。「安倍政治の継続」「国民の自助努力を求める自己責任」が特徴の政権ですが、急拡大する新型コロナ感染対策では、Go Toトラベルの継続に固執し、医療機関の減収には対策を講じようとなしなど、「無為無策と逆行」というべき状況です。日本学術会議推薦の6人の任命拒否など日本学術会議法と憲法23条「学問の自由」を踏みにじる強権政治の実態も浮き彫りとなっています。

国民・県民の運動で政治を動かしつつ、来るべき総選挙では、野党共闘の力で政権交代を実現し、野党連合政権の実現をめざすことはいよいよ切実で重要な課題となっています。日本共産党は、誠実に、全力で野党共闘の前進と政権交代・野党連合政権の実現に取り組む決意です。

以上の立場から、新型コロナウイルス感染症の感染抑止に全力で取り組むとともに、11年目を迎える東日本大震災津波からの復興、とりわけ被災者の命とくらしを守る生活再建と生業の再生に引き続き取り組むこと。昨年の知事選挙における4つの柱14項目の政策協定の実現(すでに実現したものあり)に誠実に取り組むこと。憲法と地方自治、「だれ一人取り残さない」・SDGsの立場にたって、以下の項目について十分勘案し、県民の幸福実現めざす「いわて県民計画」の具体化を図り、2021年度県予算編成に取り組まれるよう申し入れます。

【第一部】新型コロナ感染拡大の「第3波」到来を直視し、「検査・保護・追跡」の抜本的強化と暮らしと経営守る対策の強化を

新型コロナウイルス感染症の感染が全国的に急拡大し、重症患者が540人を超え過去最多を連日更新するなど医療機関は医療崩壊の瀬戸際に直面しています。医療機関や高齢者施設等でクラスターが各地で多数発生していることは重大です。自宅療養者が6271人(12月2日時点)と1ヶ月で5倍以上に増加しています。

県内の感染状況は、11月以降に複数のクラスターが発生し感染が急拡大しました。12月に入って減少傾向となっています。12月10日現在、感染確認は230人、重傷者4人、死者8人となっています。病院、介護施設等で感染者が発生し拡大したことは重大です。

全国的な「第3波」の感染の急拡大を直視し、感染拡大を抑止する対策を講じることは緊急の課題となっています。PCR検査を抜本的に拡充し、無症状感染者を含め陽性患者を早期に発見し保護、治療につなげることは感染抑止の最優先の課題です。厚労省通知(11月19日付事務連絡)では、「高齢者施設等の入所者または介護従事者等で発熱等の症状を呈するものについては、必ず検査を実施すること。陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施すること」とともに、「高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合については新型コロナ感染症緊急包括支援交付金の補助対象になる」としています。特に、病院、高齢者施設等での社会的検査を徹底すべきです。すでに、沖縄県、広島県、東京都世田谷区、千代田区、江戸川区、墨田区、神戸市、福岡市、北九州市、北海道函館市、静岡県三島市などの自治体で社会的検査が取り組まれています。

医療崩壊を防ぐためには、大幅な減収を強いられている医療機関に対する減収補填を早急に実施すること。陽性患者の接触履歴を追跡する保健師、トレーサーの配置と養成が必要です。

感染が急拡大しているもとの、国民の税金で旅行・往來を推進する全国一律のGo Toトラベル等の事業は中止し、感染状況に応じた地域ごとの事業に見直すべきです。新型コロナの影響が長引く中で飲食や宿泊業など事業者の経営は逼迫しています。雇用調整助成金事業は2月まで継続となりましたが、持続化給付金の再給付や家賃支援の継続を国に求めるとともに、県としても、家賃補助の継続(条件緩和)に続き、「県版持続化給付金」の実施など従来の枠を超えた支援策を検討すべきです。

1、全国的な感染の急拡大を踏まえ、新型コロナ危機から、命と暮らしを守り、経済を立て直すために、検査と医療の抜本的拡充とGoToトラベルの中止・見直しを国に強く求めること

- ① PCR検査等を抜本的に拡充し、無症状陽性患者の早期発見し、保護、治療に結び付けること。PCR等の大規模検査へ戦略的転換を図ること。PCR等検査の自治体負担をなくすこと。

- ② 多数のクラスターが発生している病院、高齢者施設等での PCR 検査等社会的検査を実施すること。さらに、保育所、学童クラブ、障がい者施設等での社会的検査に取り組むこと。
- ③ 陽性患者を着実に把握・保護していくためには、保健師の大幅増員とともに、感染追跡を専門に行うトレーサーの養成・配置が必要です。国の責任で緊急に人員の養成・確保に取り組むこと。
- ④ 「医療崩壊」を絶対に起こさないためにも、医療機関の減収補填を国に強く求めること。介護・福祉施設についても利用抑制による減収補填を行い、感染防護具を国の責任で確保すること。慰労金については保育園・幼稚園、学童保育職員等も対象とすること。
- ⑤ 新型コロナ危機の経験を踏まえ、感染症対策を考慮しない地域医療構想による公立・公的病院の統廃合・病床削減は中止すること。
- ⑥ Go To トラベル等事業は、感染急拡大の下では中止し、全国一律の制度はやめ、地方主体の事業に抜本的に改めること。
- ⑦ 持続化給付金は 1 回限りとせず、要件を緩和し継続的に実施すること。家賃支援給付金についても継続実施すること。
- ⑧ 雇用調整助成金の特例措置、休業支援金の活用と支給を徹底するとともに、3 月以降も雇用状況が落ち着くまで縮小せず継続すること。
- ⑨ 生活福祉資金(特例)、住居確保資金を延長して実施すること。学生への特別給付金の再交付を実施すること。大学授業料の半額引き下げ・授業料減免の拡充を行うこと。
- ⑩ 米価暴落など農林水産業への影響について、需要減の米を国が買い入れ海外支援や生活困窮者に対する支援に回すなど、国が責任をもって減収補填措置を講じること。
- ⑪ 「文化芸術活動の継続支援事業」は、新たな事業を行うことが前提となっており、使い勝手が悪く活用されていません。事業を見直し活用されるものに改善を図ること。「文化芸術復興基金」を創設すること。
- ⑫ 消費税を緊急に 5% に引き下げること。経営困難な中小企業には、19 年度と 20 年度分の消費税を免除すること。
- ⑬ 子どもの命と安全を確保し、ゆきとどいた教育を進める少人数学級を実現すること。
- ⑭ 地方自治体が自由に使える地方創生臨時交付金を大幅に増額して早急に交付すること。
- ⑮ 野党 4 党が 12 月 2 日に衆院に共同で提出した「新型インフルエンザ特別措置法等改正案」の早期実現を求めること—(1) 休業要請と補償をセットで行う国負担による給付金支給 (2) 行政検査以外も含めて検査体制を整え、国が財政支援する (3) 軽症者・無症状者の待機場所の確保と、そのための国の財政支援—の 3 つの柱

2、県として PCR 等検査の抜本的強化に取り組むこと

- ① 県内でもクラスターが発生している病院、高齢者施設等での PCR 等検査を徹底すること。

- ② 沖縄県や広島県、東京都世田谷区等の取り組みを踏まえ、医療、介護等高齢者施設、保育所・学童保育、障がい者施設等の職員の社会的検査を実施すること。
- ③ インフルエンザと新型コロナの同時検査を実施する診療・検査医療機関(212 医療機関を指定済み)をさらに拡充し、支援を強化すること。
- ④ 無症状の陽性患者を早期に発見し保護、治療に結び付けるPCR等検査の戦略的転換に踏み出すこと。

3、安心して必要な医療が受けられる医療体制の強化を

- ① 重傷者を含めた新型コロナ感染症病床(現在、重症 30 床含め 250 床、感染拡大時は 350 床)、軽症・無症状患者用の宿泊施設(現在 85 室、感染拡大時は 300 室)の確保と合わせ、必要な医師、看護師等の確保を図ること。医師・看護師等の支援チームの派遣体制を確立すること。
- ② この間の教訓を踏まえ、院内感染の防止対策を徹底すること。医療用マスク、ゴーグル、フェイスシールド、ガウン、防護服等の医療資材を各医療機関に配備すること。★
- ③ 県が医療機関に対する病床確保等の支援策(171 億円)は、現在執行額(11 月末)が 25 億 6 千億円、15.0%にとどまっており、早急に支援金が届くようにすること。
- ④ 民間病院を含めて、医療機関の減収への補填を県独自にも検討すること。民間病院の新型コロナ患者の受け入れ、地域外来・検査センターへの支援を強化するとともに、山形県、奈良県で実施している危険手当(特殊勤務手当)の支給を行うこと。★
- ⑤ 感染症対策が考慮されていない地域医療構想は、県としても再検討し見直すこと。

4、保健所体制を抜本的に強化し、トレーサーの養成・配置に取り組むこと。

- ① 来年度を待たず、保健師等の専門職員の増員・配置を行うこと。すべての保健所に専任の所長を配置すること。
- ② 陽性患者の接触者等の追跡を行う専門のトレーサーの養成・配置に取り組むこと。
- ③ 介護施設等高齢者施設、障がい者施設、保育・学童クラブ等の感染防止対策を徹底し、財政的支援を含め具体的な支援を強化すること。

5、県民生活防衛と事業者支援、地域経済を守る対策を強化すること

- ① 生活福祉資金(緊急小口資金特例)、総合支援資金(特例)、住宅確保給付金の継続実施を国に求めるとともに活用を徹底すること。国保税の傷病手当については個人事業主も対象とするよう改善を図ること。
- ② 雇用調整助成金、休業支援金・給付金の積極的活用を図ること。
- ③ 県と市町村が取り組む家賃補助は来年 1~3 月に、月 3 割以上の売り上げ減少を対象に実施されることになったことは前進だが、さらに拡充すること。多くの事業者が売り上げ減少に直面しており、「県版持続化補助金」など県独自の直接補助を検討すること。感染症対策補助の内容改善(消耗品費の拡充)とともに活用を徹底すること。

- ④ 宿泊・観光支援では、市町村への宿割り補助や地元割りクーポンなど成果が表れており、活用の徹底を図ること。継続支援を検討すること。感染状況を踏まえ、来年4月から始まる東北デスティネーションキャンペーンの取り組みを成功させること。

6、少人数学級の実現と学校での安全確保、学生への支援、文化芸術団体への支援の強化

- ① 子どもの安全を確保し、ゆきとどいた教育を進めるためにも30人学級の実現をめざすこと。学校での感染防止対策を徹底すること。
- ② 新型コロナで学生の退学者を出すことの無いように、国の緊急支援給付金の再交付を求め、県・大学独自の給付金の支給、アルバイト雇用等を継続実施し、授業料減免措置の拡充を図ること。
- ③ 活動自粛を余儀なくされている文化芸術団体等の実態調査を行い、国の支援策(個人事業主や小規模団体に最大150万円、中・大規模団体に最大250万円、個人に20万円)や県の支援事業の支給状況を把握し、活用される事業に改善と拡充を図るよう取り組むこと。

【第二部】 東日本大震災津波からの復興、台風 19 号、2016 年台風 10 号災害からの復興について—すべての被災者の生活再建と生業の再生を

大震災津波から 9 年 9 ヶ月が経過しました。10 月 30 日現在、直接死 4,674 人（前年比 0）、震災関連死 469 人（前年比 0）、行方不明者 1,111 人（-2）、合計 6,254 人（-2）、建物被害は全壊 19508（うち解体 1110）、大規模半壊 2526、半壊 4045、一部損壊 19064 で合計 45143 棟となる戦後最大の災害となっています。震災関連の自殺が 54 人（+3）、孤独死も仮設住宅で 59 人（+13）、災害公営住宅で 46 人（+1）、合計 105 人（+14）に及んでいます。災害公営住宅での孤独死が急増していることは重大です。

被災者の状況は、11 月末現在、応急仮設住宅 22 戸（-367）、53 人（-772）、みなし仮設住宅 73 戸（-76）、156 人（-295）、仮設暮らしの合計 95 戸（-443）、209 人（-992）となっています。県内在宅被災者 777 戸（-138）、1524 人（-337）、災害公営住宅 5197 戸（+269）、9158 人（+342）、県外避難 821 人（-328）、合計 6069 戸（-362）、11712 人（-1315）となっています。

災害公営住宅の整備は、12 月 7 日に南青山アパート（盛岡市、99 戸）が完成し、5833 戸（沿岸 5550 戸、内陸 283 戸）のすべてが整備されました。土地区画整理事業は、9 月末現在、19 地区 4911 区画の計画に対し 16 地区（84%）4901 区画（99%）が完了し、3 地区 10 区画が工事中です。防災集団移転事業は、88 地区 2090 区画すべて完了しています。

被災者の多くが仮設住宅から災害公営住宅や自立再建に移行していますが、10 月末現在、応急仮設住宅等入居世帯 99 世帯（仮設 25 世帯、みなし 74 世帯）のうち、2021 年 3 月まで供与期限延長世帯は 96 世帯（仮設 22、みなし 74）となっています。供与期限が経過した世帯は 3 世帯ですが、退去時期決定世帯が 2 世帯、未定が 1 世帯です。被災者が最後の一人まで一日でも早く住宅を確保できるように親身な支援が必要です。

大震災津波から 9 年 9 ヶ月が経過し、災害公営住宅の入居者の高齢化と生活苦が進行し、孤立化・孤独化が進行しています。孤独死は昨年 16 人となり増加傾向が継続しています。今年も 9 月末までに 9 人となっています。災害公営住宅のコミュニティ形成の拠点となるべき集会所は、新型コロナの影響もありましたが、月に 0~2 回程度の利用にとどまっております。一人暮らし高齢者の見守りとコミュニティの確立が急務の課題です。また、入居後 6 年目から国の特別家賃低減が逡減されることから、収入超過者を含め災害公営住宅の家賃軽減対策の徹底が切実で重要な課題となっています。

子どもの心のケアの受診件数は、昨年度の沿岸地域における延べ受診件数は 1509 件、心のケアセンターの相談支援件数は 7611 件でほぼ横ばいで推移しています。心のケアの取り組みは中長期的に継続して取り組むべき課題です。

岩手県が、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を、2021 年 3 月末までは現行通り継続し、来年 4 月から 12 月末までは、非課税世帯に限定して継続実施を決めたことは被災者の命と健康を守るうえで極めて重要です。全国に誇れる取り組みです。この間の成

果と教訓を今後はどう生かしていくかは重要な検討課題です。また、今後の災害対策の全国的な教訓として生かすことが必要です。

サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業と水産加工業の再建と営業の継続を支援することは特別に重要な課題となっています。昨年度の産地魚市場の水揚げ量は、103035 トンで、震災前の 58%、水揚げ金額は 150 億円余で 64%となっており、今年度はさらに減少しています。養殖生産量も震災前比でワカメ 59%、コンブ 38%、ホタテガイ 16%、カキ（むき身）69%となっています。魚資源の確保と対策、原材料の確保への支援と新商品の開発、販路の確保・拡大など従来の延長線上ではない支援の強化が求められています。

沿岸被災市町村の商工団体委員の被害状況調査（20 年 9 月 1 日現在）では、震災前の 7701 会員のうち 4341 事業所（56.4%）が被災し、営業継続・再開が 2987 事業所（68.8%、前年比 -47）、廃業 1224 事業所（28.2%、+49）、休業 26 事業所（0.6%、+3）となっています。グループ補助は、8 月末現在、197 グループ、1562 者、915 億円余の交付決定となっており、継続が必要です。仮設店舗で再建した事業者は、731 事業のうち 557 事業者が本設移行し、39 事業者が再譲渡（払下げ）を受け、149 事業者が廃業等となり、25 事業者が営業しています。最後まで本設移行への支援を行い、営業の継続に向けた支援の強化が必要です。

被災地の事業者は、大震災、消費税増税、新型コロナの 3 重苦に直面しており、今まで以上の支援の強化が求められています。

一、東日本大震災津波からの復興を国政の最優先課題に—国政上の 10 の緊急課題

- 1、国の被災者生活再建支援金を現行の 300 万円から 500 万円に引き上げること。2021 年 4 月 10 日に再延長（加算支援金、6 市町村、陸前高田市は 22 年 4 月 10 日まで再延長）となった申請期日を必要な時期まで延長するよう求めること。
- 2、被災者の医療費・介護保険利用料等の免除措置を国の制度として制度化し、社会保険被保険者も対象とし、今後の災害対策に活かすこと。
- 3、被災者の心のケア・子どもの心のケアの取り組みを中長期的な事業として継続実施すること。生活支援相談員の配置を継続し、「孤独死」を出さない対策、見守りとコミュニティ確立の取組を抜本的に強化すること。
- 4、災害援護資金の申請期日（2021 年 3 月 31 日）の延長を強く求めること。生活福祉資金（生活復興支援資金）の継続拡充を図ること。
- 5、グループ補助の継続・拡充をはかり、事業者の再建が進むまで継続すること。二重ローン対策を継続すること。
- 6、移転跡地への利活用を進めるために国の支援を継続すること。

- 7、高台移転など、被災地は新たな町づくりを進めており、特定被災地公共交通調査事業を災害公営住宅や防災集団移転地を経由できるよう改善し、新たな被災地交通確保事業を実施すること。
- 8、東京電力福島第一原発事故による放射能汚染については、東電と国の責任で汚染されたほだ場・ほだ木の処理、側溝汚泥の除去、山林の除染など徹底した除染と早期の全面賠償を行うよう求めること。三陸の漁業に重大な影響を与える福島原発の汚染水の海洋投棄は行わないこと。
- 9、2021年度以降の必要な復興事業費の確保へ、機械的な期限を設けることなく、国が責任を持って復興財源を確保すること。地方自治体が自由に使える財源の確保を強く求めること。
- 10、台風19号災害、2016年台風10号災害の経験を踏まえ、復旧復興にあたっては、再び被害を受けないように現状復旧にとどまらず改良復旧を行うこと。

二、被災者の命とくらしを守るあらゆる対策を

1、被災者のいのちと健康、くらしを守る総合的な支援を強化すること

- 1) 被災者の国保・後期高齢者医療費、介護保険利用料等の免除措置を、来年度以降も継続実施すること。被災者の切実な実態とこの間の成果と教訓を踏まえ、今後にどう継続し、活かしていくかを検討すること。★
- 2) 被災者の心のケア対策・子どもの心のケア対策を継続・強化すること。
- 3) 保健師と生活支援相談員の増員をはかり、支援と見守りが必要な高齢者等への訪問・相談・対応を強化すること。震災関連の自殺、孤独死の防止のために、生活再建支援などの総合的な対策を強化すること。規模の大きい50戸以上の災害公営住宅の集会所に支援員を配置し、コミュニティの形成確立に特別の対策を講じること。★
- 4) 震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない今後の対策に生かすこと。
- 5) 被災地福祉灯油等特別助成事業は、内陸に避難している被災者を含め継続実施すること。
- 6) 災害援護資金の申請期限の延長を求め、保証人を義務付けることなく、使いやすく改善し活用を進めること。生活福祉資金の活用を進めること。
- 7) 特定被災地交通確保調査事業の改善・拡充を求め、防集団地や災害公営住宅等の被災者の通院・買い物等の交通を確保する新たな被災地交通確保事業の創設を求めること。ワンコインバスやデマンドタクシー、有償ボランティアへの支援など、きめ細かい対策を講じること。

2、住宅確保にさらなる抜本的な支援と災害公営住宅家賃の軽減策を

- 1) 県独自の被災者住宅再建支援事業(現行 100 万円、市町村と共同、10 月末現在 10045 件、前年比 370 件増)の実施期間が、2022 年度まで延長されました。それ以後の住宅再建支援は状況を見て対応すること。
- 2) 県の生活再建住宅支援事業費補助(バリアフリー・県産材活用への補助)の実施期間が 2022 年度まで延長されました。それ以後は状況を見て対応すること。
- 3) 災害公営住宅家賃の低所得者に対する国の軽減策が 6 年目から逡減することに伴い、県・市町村の独自の軽減策の周知と活用を徹底すること。若い世代でもある収入超過者に対する独自の家賃軽減策・特定公共賃貸住宅制度の導入を図ること。
- 4) 災害公営住宅の自治会の確立と活動を支援し、コミュニティ確立のために入居者名簿を提供すること。規模の大きい 50 戸以上の災害公営住宅の集会室・事務室に、見守りとコミュニティ確立支援のために支援員・生活支援相談員を配置すること。★

三、なりわいの再生と働く場の確保

1、再建の意思のあるすべての事業者の早期再建を強力に支援し、雇用の確保を

- 1) グループ補助事業については、申請を希望するすべての事業者が対象となるよう継続・拡充すること。補助を受けた事業者のフォローアップを強化すること。来年度以降も継続実施するよう国に強く求めること。
- 2) 二重債務解消の取り組み(8 月末現在、岩手県産業復興相談センターの債権買取 110 件、と東日本大震災事業者再生支援機構 167 件)の継続を求めること。5 年後の債権買い戻しについては経営状況を見て柔軟に対応すること。高度化スキーム貸し付けの返済についても経営状況を見て柔軟に対応すること。
- 3) 仮設店舗(商業者)入居者は 6 月末現在 25 事業者となっており、引き続き本設移行への支援を強化するとともに、無償譲渡など営業継続への支援を強化すること。
- 4) 三陸チャレンジ推進事業等で 140 の事業者の起業等を支援してきたフォローアップを行うこと。さんりくなりわい創出支援事業は、活用しやすいように事業の改善を図り、若者の起業や新事業の取り組みを推進すること。
- 5) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金制度の継続を国に求めるとともに使い勝手が良い制度に改善を求めること。
- 6) 県の中小企業被災資産復旧費補助については継続実施し、テナントで被災した事業者の再建への支援策を講じること。
- 7) 県は復興事業を推進するためにも、正規職員の大幅な増員をはかること。復興に必要な職員の確保に取り組み、任期付き職員、全国からの応援職員の確保に努めること。応援職員の健康と心のケア対策を一層強化すること。任期付職員の待遇改善と正職員への登用を進めること。

2、サケ・サンマ・スルメイカなど主要魚種の大不漁に直面している漁業・水産業の再建を

- 1) サケ・サンマ・スルメイカの資源の減少の科学的調査を進め、放流事業の改善等を含め、資源の確保に取り組むこと。
- 2) サケ、サンマ、スルメイカの大不漁と原材料費の高騰に対する緊急対策を講じ、原材料確保、魚種転換や新商品の開発、販路の確保・拡大への支援を行うこと。★
- 3) サケ・マス類の海面養殖試験、ホシガレイの陸上養殖試験への支援を強化し、新しいつくり育てる漁業の推進を図ること。稚魚飼育に係るサケ・マスふ化場の有効活用を支援すること。
- 4) アワビ・ウニの不漁対策とホタテ等の貝毒の科学的調査と対策を強化すること。
- 5) ワカメ・コンブ・ホタテガイ・カキ等の養殖漁業の安定的生産をめざす取り組みを強化すること。養殖生産回復のため、漁業者の確保と漁場利用の見直しと活用を進めること。
- 6) 大不漁に直面している小型漁船漁業の振興策を具体的に講じること。
- 7) 国の漁業法改悪に対し、漁場に混乱をもたらす企業の進出は認めないこと。漁民の多様な声を反映する海区漁業調整委員会となるよう委員を選任すること。
- 8) 水産アカデミーの取り組みをはじめ、漁業担い手対策を抜本的に強化すること。
- 9) 固定資産税の減免の継続など漁協・漁民に対する支援を強化すること。「水産特区」の押し付けに反対すること。
- 10) 被災農地は復旧対象農地面積がほぼ 100%完了したことを踏まえて、地域の特性を生かした多面的な農業の振興を図ること。

四、被災した県立病院を再建し、地域の医療と介護の体制を確保すること

- 1) 大槌病院、山田病院、県立高田病院の医師・看護師確保に全力で取り組み、地域医療の充実と連携に取り組むこと。県立釜石病院の医師確保と改築に取り組むこと。★
- 2) 被災した民間医療機関の再建への支援を最後まで強化し、薬局を含め地域医療体制を確立すること。
- 3) 被災地では要介護高齢者が増加しており、介護施設の再建整備をはかるとともに、介護職員など人材の確保に努めること。
- 4) 被災した障害者と就労支援事業所等の職員確保と、事業活動等への支援を強化すること。

五、中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりへ総力を挙げた支援の強化を

- 1) 中心市街地・商店街の再建と新たなまちづくりは、これからが正念場を迎えます。前例のない取り組みとなることから、国・県・市町村が総力を挙げて取り組むとともに、事業者・住民を主体に、専門家の支援も強化すること。

- 2) 都市再生区画整理事業などのまちづくりに当たっては、区画整理された土地の有効活用に向けて、空き地バンクなどの取り組みを支援し、新たな中心市街地の形成とコミュニティの確立に取り組むこと。住民が主体のまちづくりを進めること。
- 3) 防災集団移転事業による瑕疵担保責任はほぼ2年となっているが、民法上の10年に見直すこと。区画整理事業は前例のないかさ上げ・盛土を行っており、防集事業と同様に、土地の陥没や崩壊等への補償など対応を行うようにすること。
- 4) 防災集団移転促進事業の移転跡地の利活用に取り組むとともに、国に対し必要な事業費の確保を求めること。
- 5) 復興事業により整備した水門・陸閘等の維持管理費の確保を国に求めること。

六、被災地の新たな町づくりに対応した公共交通の確保を進めること

- 1) 防災集団移転促進事業などによって高台に住宅団地や災害公営住宅が整備されていることから、団地と中心市街地、役場、病院、学校等を結ぶ新たな公共交通網の整備に取り組むこと。国に対し新たな被災地公共交通確保を支援する事業を強く国に求めること。
- 2) 大震災津波・台風19号災害から復旧した三陸鉄道の利活用に官民挙げて取り組むこと。来年4月からの東北デスティネーションキャンペーンの取り組みを成功に全力をあげること。
- 3) JR大船渡線については、地元の要望を踏まえたBRTの運行の改善を図ること。全線開通80年余の歴史を踏まえ、鉄道での復旧について再検討を求めること。気仙沼駅・陸前矢作駅間の鉄道での運行再開を求めるとともに、新幹線への合理的な接続など住民の要望に応えたBRTの運行を確保すること。
- 4) JR山田線の土砂崩落・脱線事故の復旧を踏まえ、利用しやすいダイヤの改正をJR東日本に強く求めるとともに、宮古市・盛岡市と協力して利用促進を図ること。

七、子どもも高齢者もみんなが暮らし続けられる地域社会に—福祉と教育の再生を

- 1) 被災地の高校、小・中学校への通学の足の確保とスクールバスの確保に取り組むこと。
- 2) 被災地での放課後の居場所と学習支援(今年度59教室)を継続すること。
- 3) 被災地への教員の加配措置(今年度、小中で188人、県立学校で79人)を継続し、スクールカウンセラー(今年度巡回型カウンセラー12人)、スクールソーシャルワーカーの配置を強化し、児童生徒の心のケアの取り組みを強化すること。教員等の宿舎の確保に努めること。
- 4) 被災児童生徒を対象とした「いわての学び希望基金奨学金給付事業」(今年度336人)の拡充をはかること。被災高校生を対象とした奨学金制度(実質給付制、今年度76人)、大学等進学支援一時金給付(128人)の活用を図ること。被災児童就学援助制度の継続を求めること。

- 5) 震災孤児(94人)・遺児(490人)に対する支援を強化すること。児童福祉司・児童心理司を大幅に増員し、養育里親への支援も強化すること。

八、高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を津波の教訓を国内外に発信・伝承する施設として積極的に活用し、震災遺構の保存と活用、観光と教育旅行で交流人口の拡大を

- ① 陸前高田市に整備された高田松原津波復興祈念公園・津波伝承館を、津波の教訓と復興の姿を国内外に発信・伝承する施設として積極的な活用を図ること。県内の震災遺構の保存と活用に取り組み、ネットワーク化を図ること。★
- ② 津波伝承館、震災遺構等を生かした修学旅行・教育旅行、研修旅行、復興応援バスツアー・三鉄ツアーの取り組みを強化し、交流人口の拡大に努めること。
- ③ 三陸防災復興プロジェクトの取り組みと成果を踏まえて、来年度も継続的な取り組みを進めること。三陸復興国立公園、三陸ジオパークを生かした滞在型の観光の取り組みを強化すること。

九、応援職員の確保と2021年度以降も必要な復興事業の継続と、復興財源の確保を求めること

- 1) 今年度も県内外から317人の応援職員(11月1日現在)が被災市町村に派遣されました。県には62人が派遣されました。来年度の応援職員の必要数は陸前高田市の98人、釜石市の91人など334人となっています。必要数を確保するよう取り組むこと。
- 2) 2021年度以降も、被災者の心のケアや「孤独死」を出さない要支援者の見守りとコミュニティ確立、生業の再生と新たなまちづくりの取り組みなど、5年間の機械的な期限に限ることなく、必要な復興事業の継続と復興財源の確保を求めること。★
- 3) 復興交付金事業の効果促進事業に代わる自由度の高い財政措置の継続と確保を求めること。

十、原発災害—除染・廃棄物処理と早期の全面賠償を、即時原発ゼロの実現と再生可能エネルギーの最大限の普及を

- 1) 汚染された稲わらや堆肥、牧草、ほだ木の汚染発生量は、59600tで、処理量は40141t、67.4%、保管料は19459tとなっています。道路側溝汚泥の未撤去は34か所となっています。汚染状況重点調査地域における除去土壌の現場保管量は3市町で26459 m³となっており、国の責任で早急に処理・対応するよう強く国に求めること。

- 2) 原木シイタケの価格低迷とシイタケ原木の高騰の中で、国の責任で原木シイタケ等の産地再生に向けた総合的な対策を実施するよう国に求めること。原木の購入経費を支援する「特用林産施設体制整備復興事業」を来年度以降も継続するよう強く求めること。
- 3) 被害の実態に即した全面的な賠償を早期に実施すること。県・市町村の放射線影響対策に要した経費(146億6500万円の請求に対し、支払い合意は126億3200万円、86.1%)の全面的賠償を強く求めること。
- 4) 農用地及び森林の汚染実態を把握し、詳細な汚染マップを早急に作成するとともに、関係機関の英知を結集して除染方法の開発・実証を進め、除染を急ぐこと。
- 5) 「即時原発ゼロ」の実現をめざし、原発の再稼働に反対すること。
- 6) 三陸沿岸漁業に重大な影響を与える福島原発の汚染水の海洋投棄に強く反対し、関係者と連携し阻止すること。
- 7) 岩手にも影響を及ぼし、宮城県民の7割が反対している女川原発の再稼働に反対すること。
- 8) 再生可能エネルギーの最大限の普及に取り組むこと。発送電の分離など電力体制の改革を求め、地域密着型の新産業の構築をめざすこと。住宅の断熱リフォームなど低エネルギー社会への取り組みを強化すること。

十一、台風19号災害、2016年台風10号災害からの復旧復興の課題について

昨年10月12日～13日に岩手県沿岸部を直撃した台風19号災害は、東日本大震災津波、2016年台風10号災害からの復興の途上での災害となりました。9月1日現在、死者3名、重軽傷者7名、住家被害は全壊46世帯、半壊841世帯(うち大規模半壊55世帯)、一部損壊924世帯、床上浸水148世帯、床下浸水1027世帯、合計2986世帯に及ぶ甚大な被害となりました。9月末現在、5市町で21戸が応急仮設住宅に入居しています。商工関係の被害は599件、17.5億円、観光関係は22施設、1.8億円、農林水産業は96.6億円、公共土木施設等被害は885箇所150.3億円で、被害総額は306.4億円となっています。300mm、400mmを超えるかつてない大雨によって土石流等74箇所、がけ崩れ24箇所、河川の溢水6河川、内水氾濫2箇所となる災害でした。三陸鉄道は77箇所で線路被害、16箇所で電力信号通信施設が被害を受け163kmのうち113km、70%が不通となる大きな約20億円の被害となりました。JR八戸線も災害で不通となり、12月1日、1ヶ月半ぶりに運行が再開されました。三陸鉄道は改良復旧で3月20日に全線運行再開されました。引き続き、被災者の生活再建と住宅確保、生業の再生、道路・河川の改修など復旧事業を着実に進めることが求められています。県の独自支援とともに、宮古市や久慈市、釜石市、山田町等が全壊・大規模半壊の住宅再建に200万円の大震災並みの独自支援を打ち出していることも重要です。

2016年8月30日に発生した台風10号災害から4年3ヶ月余が経過しました。7月末現在、死者27人(うち災害関連死5人)、行方不明1人となっています。被害総額は1428億円余で、復旧

事業も進められています。住家被害の状況は、被災者生活支援金の基礎支援金申請で、9月1日現在、全壊470件、解体59件、大規模半壊534件、合計1063件となっています。加算支援金の申請件数は、建設・購入173件(前年比+22)、補修500件(+13)、賃貸921件(+1)、合計765件(+36)となっています。県独自の半壊への支援金は1623件、床上浸水44件です。宮古市、久慈市、岩泉町は住宅再建に200万円の独自補助を行っています。岩泉町では、災害公営住宅を63戸、被災者移転地は26区画を整備し、希望者に引渡しされています。災害復旧工事(県及び市町村)は、公共土木施設等復旧事業1891箇所中1747箇所(92.4%)で完成、農林水産施設復旧事業で654箇所中646箇所(98.8%)で完成しています。

岩泉町と宮古市が、台風被災者の医療費免除の取り組みを実施していることは重要です。被災した住宅での避難生活を送っている住民が多いことから、被災者の訪問・見守りの取り組み、生活再建への具体的支援が求められています。被災者の医療費等の減免措置の継続も必要です。岩泉町の生活橋の再建(73箇所、うち51箇所は応急復旧済み)は今年度までに27箇所にとどまっています。寄付で対応することになってはいますが、いまだに見通しが立っていません。国に独自の支援策を求めるとともに、県としても支援策を講じるべきです。

1) 台風19号災害からの復旧復興について

- ① 被災者の住宅再建と住宅確保に全力を挙げる。そのために活用できる支援制度を分かりやすく提供し、親身になって相談・支援を強化すること。
- ② 被災者の医療費免除については、10月から国の財政支援が切れることから、東日本大震災津波の被災者と同様に免除継続を行うこと。国に被災者の医療費免除の継続を強く求めること。県として支援すること。
- ③ 災害廃棄物の処理については、10市町村のうち、岩泉町、野田村、洋野町、田野畑村が完了し、残る6市町村については今年度中に完了の見込みとなっており、早急に完了させること。
- ④ 生業の再生にあたっては、県の生業再生緊急交付金とともに、国の地域企業再建支援事業支援を活用した4分の3補助の制度、被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)の周知徹底を図り、活用を進めること。
- ⑤ 内水氾濫や溢水によって浸水被害が発生した河川については、再び水害が起こらないような河川改修を早急を実施すること。土砂の堆積や流木の撤去などの対策を講じること。公共土木施設の復旧に取り組むこと。
- ⑥ 繰り返し被害が発生している漁港施設(日の出漁港等)等は改良復旧を行うこと。人家に影響を与える土砂災害については早急に復旧するとともに、農林漁業の施設等の復旧を急ぐこと。
- ⑦ 膨大な復旧工事件数となることから、必要な技術者等の応援職員(今年度、必要数32人に20人確保)の確保に全力を挙げる。

2) 2016 年台風 10 号災害からの復興について

- ① 大規模半壊以上の被害で被災者再建支援金の基礎支援金を受けた世帯のうち約 300 世帯が加算支援金を受けておらず、補修で再建した世帯が 500 世帯となっていることから、被災者の住宅再建の実態を把握し、見守りを含め必要な支援を強化すること。
- ② 被災者生活再建支援金(加算支援金)の活用を徹底すること。住宅再建・補修の相談活動を強化すること。
- ③ 被災者の医療費免除の取り組みを継続するよう県として支援すること。
- ④ 被災した生活橋(73箇所)の復旧整備を寄付だけに頼らず早期に進めるよう国・県の支援を行うこと。
- ⑤ 商工観光関連の事業者は、復興の途上で新型コロナ禍に直面しており、必要な支援策の活用とともにきめ細かな支援を継続強化すること。
- ⑥ 河川改修事業の完了が 2022 年度となっている小本川(上流)(下流)工事、21 年度となっている安家川の着実な工事の推進に取り組むこと。
- ⑦ 引き続き、必要な応援職員(今年度 3 市町に 12 人)の確保に取り組むこと。

十二、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震」への対応を急ぎ、東日本大震災津波、台風 19 号災害・2016 年台風 10 号災害の教訓を生かした防災・減災対策の抜本的強化を★

内閣府は 4 月 21 に「日本海溝・千島海溝沿いにおける最大クラスの地震・津波について」の検討結果を公表し、9 月 11 日には岩手県分について震度分布、津波高、浸水域の推計結果を示しました。推計では津波高は東日本大震災並みかそれを上回る地域もあります。防潮堤が破堤したとする推計では野田村、釜石市、久慈市、宮古市、洋野町で庁舎が浸水するとしています。地震・津波の頻度は 300～500 年とされ、切迫している状況です。東日本大震災津波の経験を生かし、真剣に対応することが必要です。情報を県民に積極的に提供し、市町村の取り組みを支援することが求められています。

全国でも県内でも毎年大規模な災害が発生しています。自然災害から国民・県民の命と暮らしを守ることは国政・県政の最優先課題です。世界でも有数の災害大国日本ですが、災害対策は決して進んでいるとは言えません。さらに深刻なことは、災害で助かった被災者が劣悪な避難生活の中で震災関連死で多数が犠牲となっていることです。戦後最大の被害となった東日本大震災津波からの復興に取り組んできた岩手県こそ、台風 19 号災害、2016 年台風 10 号災害の経験・教訓も生かし、防災・減災対策の先進的な取り組みを進め、震災の教訓とともに災害対策でも全国の教訓となる取り組みを進めるべきです。

- 1) 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波への対応に緊張感をもって早急に取り組むこと★
 - ① 「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震と最大クラスの津波浸水想定」を踏まえ、情報を市町村、県民に積極的に提供すること。県として具体的な対応策、方針を早期に示すこと。
 - ② 新たな津波浸水想定に基づく避難路や避難施設等の整備への国の財政支援を強く求めること。
- 2) 津波対策でも豪雨災害でも早期の適切な避難が最大の課題です。
 - ① 津波対策では、地震発生後すぐに避難ができるように、安全な高台の避難場所への実践的な避難訓練を行うこと。避難誘導は地震発生後15分までとするなど安全確保策を徹底すること。
 - ② 大雨豪雨時の避難対策は、明るいうちの早期の避難を進めるために、気象庁等の台風・大雨情報を踏まえ、早めの避難勧告・避難指示の徹底を重視すること。
 - ③ 想定最大規模の洪水ハザードマップの作成を急ぎ、地区ごとに周知徹底を図ること。土砂災害警戒区域等の指定を促進し、地域住民への周知徹底と避難計画等の取り組みを進めること★
 - ④ 高齢者や障がい者など要支援者名簿に基づく個別支援計画の作成(5月1日現在、22.4%)を徹底し、自主防災組織等による実践的な避難訓練を実施すること。
 - ⑤ 洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域内にある高齢者施設や障がい者施設の非常災害対策計画の策定を徹底するとともに、実践的訓練を定期的実施するようにすること。
- 3) 震災関連死を出さない避難場所の抜本的改善を
 - ① 新型コロナ禍の下で、発展途上国以下といわれる体育館等の雑魚寝の避難場所を、国際赤十字が提唱するスフィア基準(一人当たりの居住空間3.5㎡、最低トイレ数・初期は50人に1基、その後は20人に1基、女性対男性は3:1)をもとに、早急に避難場所の改善を図ること。ホテル・旅館等の宿泊施設の活用を積極的に図ること。
 - ② 高齢者や障がい者など要支援者、乳幼児を抱える家族等については安心して避難できる場所の確保を行うこと。ホテル・旅館の活用、福祉避難所の指定と活用を図る具体的取り組みを進めること。ペット同伴の避難場所を確保すること。
 - ③ 避難所でのプライバシーの確保のため、段ボールベットは必要数を48時間以内に確保すること。冷暖房付きのテントの設置を行うこと。仮設トイレは洋式仮設トイレを確保すること。
 - ④ 暖かいバランスの取れた食事を提供すること。
 - ⑤ 在宅避難者の実態を把握し、避難所と同様の支援を行うこと。
 - ⑥ 東日本大震災津波等の震災関連死の検証を行い、震災関連死を出さない具体的な対策を講じること。
- 4) 災害ケースマネジメントに基づき、継続的な支援を行うこと。
 - ① 東日本大震災津波からの取り組みの教訓を生かし、災害ケースマネジメントを導入し、被災者一人一人の状況と復旧・復興の段階に応じた必要な支援が継続的に行われるようにすること。
 - ② 一人暮らし高齢者等要支援者の見守りを強化し、被災者が助け合い共同して自発的な活動ができるコミュニティの形成・確立に取り組むこと。

【第三部】 県民の命とくらしを守る新たな県政めざして

一、子どもの医療費助成を拡充し、高すぎる国保税の引き下げ、特養ホームの待機者解消で県民のいのちとくらしを守る医療・福祉・介護の改善・充実を

新型コロナ禍の下で、医療、介護、保育の取り組みを強化・拡充することは緊急の課題となっています。12月8日、菅政権は新型コロナ対策の「追加経済対策」（事業規模73兆円、3次補正と来年度予算で30兆円の予算措置）を明らかにしました。病床のひっ迫と減収という医療危機に直面している医療機関等に対する緊急の支援策はなく、GoToトラベルは来年6月まで延長し、国土強靱化の名の下で公共事業を増やすものとなっています。さらに菅政権は、75歳以上の高齢者の医療費負担を原則1割から2割に引き上げようとしています。新型コロナで国民が苦しむ中、「自助努力」の名のもとに自己背金を押し付け、国の責任である公助を切り捨てる政治の害悪が一層際立っています。

介護保険が実施されて20年になりますが、これまで6回の介護報酬改定ではマイナス改定が4回にも及び、介護利用者のサービスが削減される一方で保険料が約2倍に引き上げられ、介護職員の待遇悪化で職員の確保ができない介護崩壊の危機に直面しています。国の負担による介護報酬の大幅な引き上げが必要です。介護労働者の抜本的な待遇改善は急務の課題です。

菅政権の医療・福祉に冷たい国民犠牲の政治から県民の命とくらしを守ることは県政の最も重要な課題です。子どもの貧困打開は切実で緊急の課題です。県は今年8月から中学校までの医療費助成の現物給付化を実施したことは県民の願いにこたえる積極的なものです。県内では、高校生までの医療費助成が26市町村に拡充され、中学校までが7市町となっています。所得制限と一部負担の解消が課題です。

2018年度から国民健康保険の都道府県化が実施されました。国保の最大の問題は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽと比べて約2倍も高い国保税が課せられていることです。さらに正規の保険証の取り上げ、滞納処分など滞納者に対する冷たい対応は「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の本旨にもとるものです。こうした中で昨年度、8市町村が一般会計から繰り入れし高すぎる国保税の値上げを抑えていることは重要です。全国知事会が求めている1兆円規模の公費負担の大幅な増額で協会けんぽ並みに国保税の引き下げをはかり国保の構造的問題を打開すべきです。また、子どもの均等割りの免除・軽減を実施すべきです。

厚労省のワーキンググループによる424病院を名指しした公立・公的病院の再編統廃合の提案は、感染症対策を全く考慮せず、機械的な試算によるもので、地域医療の実態を無視するものです。撤回すべきです。岩手県にとって必要なことは、絶対的に不足している医師の増員と確保で地域医療の充実を図ることです。

1、子どもの医療費助成は、高校卒業までの現物給付化を早期に実施すること。

- 1) 子どもの医療費助成は、市町村ではすでに26市町村(来年度実施含め)が高校卒業までの医療助成を実施しており、高校卒業までの現物休暇を早期に実施するよう取り組むこと。★

- 2) 県単独医療費助成については小学校通院まで拡充すること。一部負担(通院、医療機関ごと月1500円、入院月5000円)を見直し無料化を復活すること。所得制限を撤廃すること。★
- 3) 国に現物給付化に対するペナルティーの廃止を強く求めること。

2、高すぎる国保税は協会けんぽの水準まで引き下げ、子どもの均等割りは免除・軽減すること。滞納者に対する保険証の取り上げはただちに中止すること。

- 1) 国保税加入者は低所得者・無業者・高齢者が多く、協会けんぽと比べても2倍も高い国保税が課せられています。国庫負担の大幅な増額(全国知事会は1兆円の公費投入を要望)で国保の構造的問題の打開を図り、協会けんぽ並みの水準まで国保税の引き下げを実現すること。★
- 2) 全国知事会が要望し、宮古市が実施している「子どもの均等割りの免除」を国の責任で実施するよう求めるとともに、県内市町村でも「子どもの均等割りの免除・軽減」に取り組むこと。「均等割り」「平等割り」など人頭税型の「応益割」の軽減・撤廃をもとめ不合理な仕組みを是正すること。★
- 3) 新型コロナ感染者に対する傷病手当については、個人事業主も対象にするよう取り組むこと。
- 4) 県の独自補助を実現し、市町村の繰り入れも行うようにすること。国保法44条に基づく生活困窮者の窓口負担(一部負担金)の減免を積極的に進めること。
- 5) 「決算補てんを目的とした法定外繰り入れは解消に努める必要がある」「県内統一保険料をめざす」としている岩手県国保運営方針(案)は見直し、高すぎる国保税の引き上げを抑えることを基本に、市町村独自の一般会計からの繰り入れを認めること。市町村独自の減免制度を具体的に制定し、低所得者に対する保険料の軽減、一部負担金の軽減の取り組みを進めること。★
- 6) 盛岡市の取り組みを踏まえ、窓口全額負担となる資格証明書の発行はやめること。短期保険証の発行はやめ、未交付は直ちに是正すること。滞納者への資産の差し押さえを見直すこと。
- 7) 滋賀県野洲市、盛岡市の取り組みに学び、「滞納は生活困難のシグナル」の立場で、滞納者への生活支援を抜本的に強化し、部局横断的支援体制を確立すること。★
- 8) 後期高齢者医療保険の医療費窓口2割負担の導入に反対すること。低所得者に対する軽減措置の継続と差別医療の撤廃を求めること。滞納者に対する短期保険証の発行、資産の差し押さえはやめること。★
- 9) 在宅酸素療法患者の負担軽減をはかるため、障害者医療費助成制度の対象を3級まで拡大すること。

3、国庫負担の増額で介護崩壊を食い止め、だれもが安心して利用できる介護保険の改善を

- 1) 介護施設等高齢者施設に対する新型コロナウイルス感染症対策を徹底すること。介護従事者と利用者に対するPCR検査の実施、衛生用品・防護具の支給、介護事業者への減収補填、慰労金の早期の支給を行うこと。
- 2) 来年度からの介護報酬改定に当たっては、国庫負担の増額による介護報酬の大幅な引き上げを行うよう求めること。限界を超えている介護保険料の引き上げは行わず、利用料の軽減を実施するよう求めること。

- 3) 全産業の平均と比べ月 9 万円以上も低い介護労働者の抜本的な待遇改善を図ること。実態に合わない人員配置基準(現行 4 対 1)を 2 対 1 に改善すること。人員・施設基準の緩和は絶対に行わないこと。★
- 4) 特別養護老人ホームの緊急増設に取り組み、待機者解消の計画を立て、待機者(4171 人、在宅 1299 人、早期入所が必要 813 人、4 月 1 日現在)の解消をはかること。小規模特養に偏重することなく低所得者も入所できる多床室の特養ホームも整備すること。そのために施設整備への補助を増額すること。居住費、食費の負担増によって退去せざるを得ない高齢者の実態を調査し、特別の対策を講じること。
- 5) 介護老人保健施設、グループホームの整備、小規模多機能型施設、宅老所などの増設に積極的にとりくむこと。介護療養病床の廃止(2017 年度末で廃止、23 年度末まで経過措置)に対応し必要な介護医療院への転換・確保を図ること。
- 6) 訪問介護利用者の 7 割が使う生活援助の基準時間の短縮と介護報酬の引き下げ、予防給付の制限の狙う「介護予防・日常生活支援総合事業」の撤回と見直しを求めること。
- 7) 高齢者の状況が変わらないのに介護度が軽くなる介護認定制度の改悪を見直すこと。要介護認定制度や利用限度額は廃止し、専門家の判断で必要な介護を提供できる制度に改善するよう国に求めること。訪問介護、通所介護、福祉用具の利用制限などの「介護の取り上げ」をやめること。
- 8) 全国最低の居宅サービス利用料となっている実態と課題を検証し、対策を講じること。介護サービスを利用していない在宅要介護高齢者の実態調査を行うとともに、花巻市で実施している在宅介護者訪問相談員の取り組みを広げること。
- 9) 愛知県大府市の取り組みを参考に、認知症患者が安心して地域で暮らせる取り組みと体制の整備を進めること。認知症への正しい理解を広げ、認知症の早期発見・診断、初期の相談・家族への支援から終末期のケア・看取りまで、医療、保健、介護、福祉が緊密に連携して切れ目のない支援が行われる体制を構築すること。
- 10) 地域包括支援センターに対する市町村の責任を明らかにし、福祉・介護・医療・公衆衛生などの各分野が連携して、高齢者の生活を総合的に支えていく拠点として発展させること。

4、公立・公的病院の機械的な再編統合廃合は中止し、医師の大幅増員・確保で、だれもが安心して受けられる地域医療の確立を

- 1) 厚労省が唐突に公表した全国 424 の公立・公的病院の再編統合リストは、医療費削減と病床削減をめざすことを目的に機械的な基準で地域医療と地域病院の役割を無視したものです。何よりも新型コロナ対応の感染症対策が欠落したものであり撤回を求めること。絶対的な医師不足の中で、医師の大幅な増員と確保を図り地域医療と地域の公立・公的病院の充実を実現すること。★
- 2) 「医療費適正化計画」「地域医療構想」「国保運営方針」による病床削減、給付費削減に反対し、だれもが安心して医療が受けられる地域医療を確立すること。
- 3) 医師不足解消へ、国の責任で医学部定員を 1.5 倍加し、OECD なみ(11 万人増)に医師を増員すること。引き続き「地域枠」の確保や医師奨学生の拡充と地域病院への配置を進めること。
- 4) 産科・小児科・救急医療などの医師確保の取り組みを特別に重視して具体的な対策を講じること。

- 5) 県内どこにいても安心してお産ができるように周産期医療体制の確立に取り組むこと。産前産後ケアの取り組みを強化し、開業助産院への支援を行うこと。
- 6) 不妊治療費助成を拡充するとともに、不妊専門相談の実施と不妊症看護認定看護師を養成すること。
- 7) 看護師の大幅増員で安全でゆきとどいた医療を実現すること。「夜勤は複数、月 8 日」という人事院判定を厳格に実施すること。看護師に負担を強いる夜勤二交代制や夜勤専従を強要しないこと。看護師確保の奨学金制度の活用と拡充を図ること。

5、感染症対策—新型インフルエンザ、ヒブワクチンなどの対策を強化すること

- 1) 新型インフルエンザに対応する医療機関の体制の強化を図ること。水際検疫体制の確立、ワクチンなどの製造システムの確立、地域の医療・保健体制の抜本的強化、抗インフルエンザ薬とプレパネミック・ワクチンの備蓄量の確保などに取り組むこと。新型インフルエンザワクチンの優先接種者に対する周知を徹底し、負担軽減策を実施すること。
- 2) はしか・風疹対策を進め、国の責任でワクチンを備蓄し、追加接種が必要な人には公費助成を行うこと。
- 3) ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンは、保護者の負担軽減・無料化など、制度のさらなる充実をめざすこと。子宮頸がんワクチンは、副作用の深刻さを重く受け止め、接種勧奨は再開せず、疫学調査など徹底した検証を求めること。
- 4) ノロウイルス対策を強化すること。おたふくかぜ、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの定期接種化を進めること。HIV、梅毒、クラミジアなど性感染症の予防・治療を進めること。
- 5) エボラ出血熱、デング熱などへの対応策を講じること。
- 6) 保健所の体制を抜本的に強化すること。保健師を大幅に増員すること。

6、障がい者権利条約、「基本合意」「骨格提言」に基づいた障がい者施策の実施を

- 1) 障がい者権利条約の批准にふさわしく、「基本合意」「骨格提言」に基づいて障がい者総合支援法を見直し、以下の内容で障がい者総合福祉法制の実現を求めること。
 - ①応能負担は速やかに廃止し、利用料は無料にすること。
 - ②障害者サービスの支給決定は障がい者の実態、特性、希望を反映するものとする。
 - ③内部障害、発達障害、高次脳機能障害、難病・慢性疾患などあらゆる障がい者を対象にすること。
 - ④地域生活支援事業の予算を義務経費化し、必要なサービスの量と質を保障すること。
 - ⑤相談支援をはじめすべての障害福祉サービスの抜本的な報酬の引き上げをはかること。
- 2) 障がい者が 65 歳になると障害福祉サービスから介護保険サービスに半ば強制的に移行させられ利用料が発生する制度の撤回・見直しを求めること。介護保険サービスの利用者負担軽減を要支援の障がい者も対象とするよう改善を求めること。★
- 3) 地域で豊かな生活を保障すること。
 家族介護を脱却し、必要な支援を受けながら障がい者が暮らせるように基盤整備を進めること。そのために、①バリアフリー対応の公営住宅の整備、入所施設、グループホームを計画に基づいて整備すること。②在宅支援のために、家族の休息を保障するショートステイの増設や、「医療的

ケア」を必要とする人たちへの支援策を拡充すること。③ホームヘルプサービスや移動支援の拡充など在宅支援を拡充すること。緊急時の支援システムを確立すること。

- 4) 障がい者の高齢化が進行する中で、市町村に地域生活拠点施設の整備を進めること。★
- 5) 労働・雇用の保障
 - ① 就労継続支援 A 型、B 型の整備を早急に進めること。
 - ② 法定雇用率の引き上げ厳守させること。2018 年度から始まる精神障がい者の雇用義務化を確実に実施すること。
 - ③ 障がい者が職場に定着できるように相談体制とジョブコーチの増員を行うこと。障がい者の医療の拡充を図ること。
- 6) 障がい者の療育や保護者支援

障害を自己責任とする契約制度や応益負担はやめて、無料で療育福祉を利用できるようにすること。通所施設の整備、児童発達支援センターの機能強化、保育所等訪問支援事業の保護者負担をなくすこと。放課後デイサービスの整備・拡充を図ること。
- 7) 教育の保障
 - ① 特別支援学校の定数基準を引き下げること。特別支援学校の施設整備を進め教室不足を解消すること。
 - ② 看護師の配置で普通学級に通学できる医療的ケア児に対する支援を強化すること。★
 - ③ 通常学級における特別支援教育の充実を図るため、学級定数を引き下げること。
 - ④ 教職員の増員や施設設備のバリアフリー化など教育環境を整えること。
- 8) 障がい者や難病の医療費は、優先して無料化をめざすこと。自立支援医療の無料化を求めること。重度心身障がい者(児)医療費助成制度を、国の制度として確立し窓口無料化を求めること。
- 9) 鉄道・バスなど障がい者の交通運賃の割引制度を精神障害者も対象にし拡充すること。参政権、情報の保障に取り組むこと。
- 10) 「障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例」の制定をふまえ、障がい者に対する差別と偏見を解決する体制と仕組みを構築すること。

7、難病法を拡充し、総合的な対策の推進を

- 1) 難病医療費の新制度については、対象疾患が増加(56 から 333 疾患)しましたが医療費助成受給者数は伸びていません。月額上限額の引き上げと「軽症」の場合対象外となっているからです。市町村民税非課税世帯も新たな負担増となるなど、難病患者が新たな負担増とならないように、患者の実態を踏まえた対応を行うこと。低所得者と重症患者の負担はなくすこと。患者数による線引きは中止すること。
- 2) 申請手続きを簡素化し、経過措置の 5 年以内の見直しに向けて実態調査を行うとともに、継続して医療費助成を受けられるようにすること。医療費無料化を求めること。
- 3) 小児期特有の問題解決のための総合的な施策の展開をはかること。
- 4) 難病相談支援センターの充実、相談員の待遇改善など総合的対策を強化すること。

8、生活保護の連続的引き下げは撤回し、必要な人がすべて受けられる生活保障制度に改善を

- 1) 2018年10月から生活保護基準の引き下げが強行されました(3年間で平均1.8%、最大5%、年額で160億円に及ぶ生活扶助基準の引き下げ)。利用世帯の約7割が保護費の減額となりました。新型コロナ禍の下で、「貧困と格差」をさらに拡大するものであり撤回を求めること。★
- 2) 「貧困と格差」の広がりのもとで、生活保護受給者が増加しています。しかし、全国的な捕捉率は15.1~18%となっており、生活保護が必要な人が受けられるよう憲法25条に基づく制度の周知徹底と改善をはかること。
- 3) 「水際作戦」の合法化を許さず、国民の受給権を守ること―「ワンストップサービス」で、どの窓口からでも生活保護にアクセスできるようにすること。窮迫した人には即時対応できる制度・体制に改善すること。
- 4) 生活保護基準以下で働いている母子家庭の生活保護受給を進めること。「就労支援」の名による切り捨てを許さないこと。国民の分断を狙った卑劣なバッシングを許さないこと。
- 5) 生活困窮者のサポート体制を抜本的に強化すること。生活保護家庭の子どもの学習支援の取組を抜本的に強化すること。
- 6) 「生活保護のしおり」に、生活保護は憲法25条に基づく国民の権利であることを明記すること。生活保護を利用しやすくする「生活保障法」に改正するよう求めること。★

9、「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。

- 1) 「がん対策推進条例」の制定をふまえ、総合的ながん対策を推進すること。
- 2) 各種がん検診体制を抜本的に強化すること。がんの予防に当たっては喫煙率低下(成人20%未満)の具体的な取り組みを強化すること。
- 3) どこにいても必要な治療・検査が受けられる医療体制の整備に取り組むこと。
- 4) 緩和ケア病棟の整備と在宅緩和ケアの整備を進めること。
- 5) 受動喫煙防止対策を徹底し、受動喫煙防止条例を制定すること。官公庁・公的施設は敷地内全面禁煙とすること。議会棟も全面禁煙とすること。★

10、被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業について

- 1) 究極の個人情報というべき被災者の遺伝子情報の調査・分析を目的とするいわて東北メディカルメガバンク事業については、被災者等に対する丁寧な説明と包括的合意を大前提に進めること。
- 2) 遺伝子情報の保護と活用については、岩手医科大学と関係市町村において滋賀県長浜市の「長浜ルール」を参考に、しっかりした協定を締結して進めること。
- 3) 遺伝子情報の調査分析については、以上の対策が講じられるまで中止するよう対応すること。
- 4) 沿岸地域の病院への医師派遣や被災者の健康診断等の取り組みは積極的に取り組むよう求めること。

11、県民の暮らしを守る消費者相談活動など消費者行政を強化すること。

- 1) どこに住んでいても消費者の相談に対応できるように市町村での配置を進めるとともに、県の配置も後退させないこと。県として研修活動を強化すること。

- 2) 盛岡市消費生活センターの取り組みに学び、行政の各部局との連携を強め、解決するまで援助すること。
- 3) 専門職にふさわしく消費生活相談員の待遇を抜本的に改善すること。正規職員化をはかること。

二、医師・看護師の大幅増員、県立病院を拠点に地域医療を守ること

「県下にあまねく医療の均てんを」という県立病院の創業の精神に改めて立ちかえり、県立病院を地域医療の拠点に位置付け、医療・保健・介護の連携で地域医療を守るための取り組みを地域住民とともに進めることです。

岩手県立病院等の経営計画（2019-2024）の実施状況は、医師の増員計画（81人増、20年度までに28人増）に対し初期研修医の確保が大幅な減（-13）となったことから計画比-11人となりました。深刻な医師不足については、岩手医科大学、東北大学等に医師派遣を強く要請するとともに、奨学金養成医師や臨床研修医の確保と即戦力医師招聘にさらに取り組むとともに、医師の待遇改善に取り組むことが必要です。県立中部病院の産婦人科医師を確保し、地域周産期母子医療センターの機能を確保すること。県立病院のネットワークによる新専門医制度への対応を進めること。医療クラークや薬剤師等を大幅に増員し、地元医師会や開業医との連携を強化するなど医師を支える具体的な対策を実行すること。9日夜勤が年々増加し、昨年度、年5日未満の年次休暇取得の看護師が364人、7.1%（医師215人、看護師62人、その他87人）となっていることは問題です。

看護師の確保は、経営計画の増員計画（20年度までに30人）に対し41人の増員となりましたが、計画そのものがあまりにも少ないのが問題です。9日夜勤は昨年度1157人（前年比450人増）と大幅に増加しました。看護師不足と労働実態は深刻となっており、不十分な経営計画（66人増）を見直し、大幅な増員による労働条件の抜本的な改善が急務です。

遠野病院では、88人の看護師に2424万円余の超過勤務未払が発生したことは重大です。総看護師長によるパワハラで「申請ができる雰囲気ではなかった」という異常な事態が起きていました。

無床診療所化した地域の入院機能と地域医療の確保についても県と県医療局が責任をもって地元自治体・地域住民と協議し、取り組むことが必要です。

県立病院の経営問題の要因には、国の医療費削減政策による医師不足、診療報酬引き下げ、地方交付税の引き下げ、消費税の増税（2019年度までの累計負担額682億円うち医療局負担額196億円余）があります。国の医療政策の根本的な転換を実現し、県立病院と地域医療を守るべきです。

- 1、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、感染症対策を考慮していない厚労省の公立・公的病院の機械的な再編統廃合リストの撤回を求めること。大幅な医師の増員と確保による県立病院の充実と地域医療の確保に取り組むこと。★
- 2、県立釜石病院の建て替え・改築に取り組むこと。再建整備された県立高田・大槌・山田病院の医師確保に全力を上げ、診療機能の強化を図ること。★

3、岩手県立病院の経営計画(2019-2024)に基づき、81人の医師の増員・確保に全力を上げること。医師を支える具体的な取り組みと体制を抜本的に強化すること。

- 1) 奨学生の確保と奨学生養成医師の配置、臨床研修医・後期研修医の確保、新専門医制度への対応、即戦力医師の確保に今まで以上に系統的に取り組むこと。岩手医科大学、東北大学等に対する医師派遣を強く求めること。医師の待遇改善などに積極的に取り組むこと。★
- 2) 医師を支える医療クラークを大幅に増員するとともに、看護師、臨床検査技師、薬剤師などの大幅な増員を図ること。医師の労働条件の改善に取り組むこと。
- 3) 地元医師会、開業医との連携を強化し、初期救急・夜間救急の確立や広域基幹病院等との連携などにも取り組むようにすること。
- 4) 地域医療・高齢者医療を担う総合医の養成と配置に取り組むこと。

4、県立中部病院の産婦人科医師を確保し、地域周産期母子医療センターの機能を維持すること。産婦人科・小児科の医師確保等に特別の取り組みをさらに強化すること。

5、看護師の大幅増員を実現すること。

- 1) 「経営計画」(2019-2024)の看護師増員計画(66人)を見直し、看護師の大幅増員で月8日以内の夜勤を厳守し、月9日以上夜勤を解消すること。夜勤専任看護師、夜勤2交代制の導入は労働組合との合意を前提に一方的に強行せず見直すこと。★
- 2) 全ての看護師が年5日以上年次休暇を取得することはもとより、いわて県民計画で示した2022年までに75%に引き上げる計画の達成めざし、年次有給休暇が自由に取得できる労働条件の抜本的な改善を図ること。出産・育児休業等による正規看護師による補充、子育て中の短時間勤務の徹底を図ること。
- 3) 看護師は三交代勤務でも過酷な中で、さらに過酷な夜勤二交代制や夜勤専従などの一方的な導入、強要は行わないこと。
- 4) 遠野病院での超過勤務の不払い問題を教訓にして、超過勤務の申請ができるよう各病院に徹底すること。勤務時間外の研修等は超過勤務の対象とし、出勤時間・退勤時間を客観的に把握し、サービス残業をなくすこと。超過勤務の縮減に取り組むこと。

6、無床診療所化された診療センターの取り組みについて

- 1) 民間移管による有床診療所の運営が破たんした花泉診療所については、県と県医療局が責任を持って地域医療の確保と信頼回復に努めること。有床診療所復活に向けて取り組むこと。
- 2) 県立沼宮内診療センターの民間移管に当たっては、花泉診療所の教訓を生かし、県医療局と岩手町の責任が果たされるよう再検討すること。
- 3) 無床化された紫波、花泉、大迫、九戸、住田の各地域診療センターについては、県が責任を持って地域住民が求める地域医療の確保のための話し合いと対策を講じること。医師確保の見直しを含め入院ベッドの回復についても検討すること。

7、地域医療の確保と高齢者医療の取り組みを強化すること

一関市立藤沢病院や奥州市立まごころ病院などの取り組みに学び、地域住民のニーズにこたえ、医療・介護・福祉の連携を強化すること。市町村立病院への支援と連携を強化すること。西和賀さわうち病院への医師派遣を引き続き進めること。

8、国に対し、地域病院の医師確保、診療報酬の引き上げ、地方交付税措置の拡充を強く求めること。消費税 10%増税に反対し、5%への減税を求めること。

三、子どもの貧困対策を強化し、安心して子育てできる岩手県に

日本の子どもの貧困率は 13.5%、7人に1人の子どもが「貧困ライン」を下回っています（2019年「国民生活基礎調査」）。なかでも深刻なのがひとり親世帯で貧困率は 48.1%、OECD参加国で最悪です。県内のひとり親家庭の就労率は 90.5%、月収 15万円未満が 48.6%（2018年度岩手県ひとり親世帯等実態調査）を占めています。「岩手県子どもの生活実態調査報告書」では、特に母子家庭において厳しい生活実態が浮き彫りになりました。「過去1年間に医療機関で子どもを受診させたほうが良いと思ったが、実際に受診させなかったことがある」と答えたのが就学援助世帯で 25.6%、中央値 1/2 未満で 20.4%、「母子世帯の土曜日出勤」が不定期にあるも含めると 80%、「母子世帯の日曜日出勤」は 60%に及ぶなど深刻な実態が明らかになりました。県は、実態調査結果を踏まえて「子どもの幸せ応援計画」を策定し、「教育支援」「生活の安定に資するための支援」「就労支援」「経済的支援」「被災児童等に対する支援」の5つを重点施策に掲げ取り組むとしています。実効性ある取り組みを推進する必要があります。子ども食堂の取り組みが県内 20市町村、499箇所につながり、その中で学習支援も取り組まれているのが 24か所となっています。ネットワークもつくられました。生活困窮世帯等に対する子どもの学習支援が 20年 11月末現在、5市3広域振興局 9町村で取り組み、昨年度は 15市町村で 707人の参加となっています。

経済的貧困を背景に児童虐待の相談件数は、昨年度 2223件（児相 1427件、市町村 796件）で前年と比べ 240件の増加となっています。若い世代の雇用・賃金の立て直しとともに、子育て世代の困窮を解決し、くらしと育児を応援する総合的な対策を進めることが必要です。

保育所の待機児童は、4月1日段階で 6市町・58人でしたが、隠れ待機児童は 11市町村・280人となっており、その後さらに増加しています。国は認可保育所より基準の低い企業主導型保育（無認可）や小規模保育を中心として、基準緩和と詰め込みで対応しようとしています。保育士の労働条件の悪化と不足など保育の質が問われています。昨年 10月から実施された「保育の無償化」は、3~5歳は副食費が有償となり、0~2歳は非課税世帯のみが無償という矛盾と課題が浮き彫りになっています。宮古市、大槌町、山田町、普代村、野田村、九戸村、住田町の 7市町村は、3~5歳も 0~2歳もすべて無償化としています。また、17市町村が 3~5歳の副食費を無償化し、13市町村も一部世帯で副食費の無償化を実施しています。すべての市町村で保育料の実質無償化を拡充すべきです。

子どもは未来の主人公であり、社会の希望です。誰もが安心して子育てできる岩手県へ、総合的な対策が求められています。

1、子どもの貧困問題の解決に本格的に取り組みを強化すること ★

- 1) 「岩手県子どもの実態調査報告書」を踏まえ、子どもの貧困対策「子どもの幸せ応援計画」に本格的に取り組むこと。特に、小学校単位に子どもの居場所を設置するとともに学習支援の強化をはかること。岩手における子どもの貧困率も明らかにし、貧困削減の目標を示すこと。知事を本部長とする全庁的な推進体制を確立し、県政の重点課題の一つとして県民運動として取り組むこと。★
- 2) 若者の低賃金・不安定雇用をなくすために、雇用のルールを確立すること
 - ① 労働者派遣法の抜本的改正を行い、働くなら正社員が当たり前の社会にすること。
 - ② 同一労働同一賃金、均等待遇を徹底し、労働基準法、男女雇用機会均等法、パート労働法、労働者派遣法に明記し、「非正規から正規へ」の流れをつくる労働法制の改革を求めること。
 - ③ 最低賃金を今すぐ時給 1000 円に引き上げ、さらに時給 1500 円に引き上げること。全国一律最低賃金制に踏み出す制度をつくること。社会保険料や賃金助成など、中小企業の賃上げに本格的な支援を行うこと。
 - ④ ひとり親家庭の安定した正規の就労への支援を強化し、就労と子育てが両立するようにすること。生活保護の対象となる場合は積極的に活用できるようにすること。
- 3) 就学援助・児童扶養手当の拡充、授業料の無償化、給付制奨学金の実現を
 - ① 就学援助制度の周知徹底を図り、対象となるすべての生徒が申請・受給できるようにすること。対象費目と金額の拡大を図ること。被災児童就学援助の継続を求めること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費用の概算払いを徹底し、経済的理由で修学旅行に行けない生徒をなくすこと。
 - ② 児童扶養手当の増額、とくに、全体の約 6 割を占める第 1 子のみの世帯への支援を拡充すること。年 3 回の分割支給を毎月支給に変え、現行 18 歳までの支給を 20 歳まで延長するよう求めること。支給開始後 5～7 年で手当を最大 2 分の 1 に削減する仕組みを撤廃すること。
 - ③ 制服代、給食費、修学旅行の積み立てを含めた、義務教育の完全無償化をめざすこと。高校教育の完全無償化と国の責任による給付金制度の確立を求めること。大学授業料を毎年引き下げ、10 年後に半額にすること。月額 3 万円の給付制奨学金を 70 万人規模に拡充すること。有利子の奨学金はやめ、すべて無利子とすること。返済が困難になった人への救済措置を講じること。
- 4) 子どもの学習・生活・居場所づくりへの支援を抜本的に強化すること。
 - ① 生活困窮世帯等の子どもの学習支援の取り組みを全市町村に広げ、自治体負担をなくすよう国に求めること。
 - ② 子ども食堂の取り組みを全市町村に広げ、当面中学校区にまで広げること。子ども食堂のネットワークに対する支援を強化すること。
 - ③ 学童保育の増設と指導員の配置・待遇の改善、児童センターの拡充を図るとともに、一人ぼっちの子どもをなくす多様な居場所を確保すること。
- 5) 児童養護施設、乳児院、自立支援ホーム、里親など社会的養護のもとで生活する子どもたちに、きめ細かな支援ができるよう、施設の小規模化、支える職員の配置基準の見直し、専門職の配置を行い、

職員の待遇改善を図ること。施設を退所する若者に、公営住宅の優先利用など住まいを保障し、独自の給付制奨学金制度を確立し、進学・就労を継続的に支援すること。

- 6) スクールソーシャルワーカーをすべての小中学校に配置するとともに、専門資格を持つスクールカウンセラーは正規職員として採用すること。パート待遇のスクールカウンセラーの会計年度任用職員への移行にあたっては、時給の引き下げを行うことなく待遇の抜本的な改善を図ること。
- 7) 児童虐待防止対策を強化するために、児童福祉司等を大幅に増員し、児童相談所の体制の強化を図ること。市町村の児童虐待対策については専門家の配置など体制と取り組みを強化し、盛岡市や遠野市の取り組みを踏まえて総合支援拠点施設の整備に取り組むこと。★

2、保育料の実質無償化を進めること。認可保育所の増設と保育士の待遇改善を進め、待機児童を解消し、安心して預けられる保育を保障すること

- 1) 昨年10月から実施された「幼児教育・保育の無償化」は、極めて不十分で問題を抱えた内容となっています。無償化の対象が基本的に3歳以上に限定され、副食費は実費負担で低所得者には負担増となりかねません。保育所の徴収事務負担も増加しています。0～2歳の無償化は非課税世帯に限定されています。これまでの市町村独自の保育料軽減分の財源を活用し、宮古市等のように3～5歳も0～2歳も実質無償化となるよう拡充すること。★
- 2) 認可保育所の新增設を進め、待機児童の解消を実現する具体的対策を講じること。
 - ① 待機児童(58人、隠れ待機児童280人、4月1日現在)は、10月段階では数倍に増加します。年内に発生するすべての待機児童を解消する計画を立て、公立保育所を含め認可保育所の新增設を思い切って進めること。認可外施設やベビーホテルなどに預けられている子ども(約2000人)を含め待機児童を解消する計画を立てること。
 - ② 延長保育、休日・夜間、一時保育や病児保育を拡充すること。
 - ③ 公立保育園の民営化や「民間委託」の名による保育条件の切り下げは行わないこと。
 - ④ 県が設置する職場保育所は、認可保育所としてモデルとなるよう設置・運営すること。
- 3) 保育士の賃金引き上げ、処遇を改善し、保育士不足を解決すること。保育士修学資金貸付制度の活用を進め、奨学金返済を免除するなど拡充すること。保育士の住宅確保支援などを積極的に活用すること。★

3、学童保育を量的にも質的にも拡充すること

- ① 学童保育の職員配置基準や資格の基準を、国が事実上撤廃する方針を打ち出したことに反対し、撤回を求めること。★
- ② 「遊びと生活」の場にふさわしい設置基準を明確にし、施設改善をはかること。学童保育の増設を図り、待機児童(246人)の解消に取り組むこと。
- ③ 指導員の正規化・労働条件の改善をはかり、複数配置を行うこと。指導員の処遇改善事業は自治体負担が重く、実施自治体が2割程度にとどまっています。活用しやすいように制度の改善を求めるべきです。
- ④ 大規模化が進む学童保育クラブについては、施設の整備に助成を行い解消を図ること。

- ⑤ 学童保育の利用料の軽減策を講じること。ひとり親世帯、低所得者世帯に対する減免を拡充すること。★

四、新型コロナ対策に全力をあげ、消費税 5%への減税で消費不況を打開し、中小企業振興条例・公契約条例に基づき、安定した雇用の確保と中小企業振興の対策を

昨年 10 月からの消費税 10%増税で消費不況が深刻になる中、今年に入って新型コロナ感染が急拡大し、第 3 波に至っています。長引くコロナ不況の下で地域経済は深刻な落ち込みとなり、事業者の経営も逼迫してきています。持続化給付金や家賃の補助を拡充し、継続的に実施するよう国に求めるべきです。消費税を 5%に引き下げることこそ最大の景気対策です。

10 月の県内の有効求人倍率は 1.03 倍(全国 29 位)となり、正社員の有効求人倍率は 0.74 倍です。完全失業率(7~9 月)は 2.6%、1 万 8 千人となっています。新型コロナ禍の下で厳しい状況となっています。10 月末の 2021 年 3 月新規高卒者の就内定率は 70.5%、県内就職内定率は 70.4%、県内就職率は 70.3%となっています。大学の就職内定率は 71.6%(前年同期比+1.7)、短大 41.7%(-12.1)、高等専門学校 91.5%(-5.4)、専修学校 43.4%(-8.2)です。

県内の建設労働者の賃金は、大工の 1 人親方の場合、公共工事設計労務単価は 25900 円ですが、実態は 13598 円と 52.5%にとどまっています。県の公契約条例に「賃金条項」を明記することは、川崎市等の先行事例から見ても切実で緊急の課題です。

住宅リフォーム助成事業は、昨年度、縮小されながらも 29 市町村で実施され、545 件、補助額 1 億 5 千万円、対象工事費は約 10 億 6 千万円となっており、補助額に対して約 10 倍の経済効果となっています。今年度は、盛岡市、一関市が新型コロナ対策で住宅リフォーム助成に取り組んでおり積極的に活用されています。住宅リフォーム助成事業の継続と拡充、空き家リフォームや商店等のリフォームに取り組むことが必要です。

- 1、長引く新型コロナ禍の下で、事業者の経営と雇用を守る特別の対策—持続化給付金、家賃支援給付金の打ち切りはやめ、継続的に実施するよう国に強く求めること。雇用調整助成金、強雨業支援金・給付金は期限を切らずに継続すること。7 兆円余の予備費を活用して直ちに対策が講じられるように求めること。
- 2、県としても、家賃補助の拡充とともに、業種、規模別に県版持続化給付金を実施すること。
- 3、緊急対策として消費税 5%への減税を実施し、消費不況を打開し、国民の暮らしと事業者の経営を守り、経済の危機打開をめざすこと。
- 4、賃上げと安定した雇用の拡大で、8 時間働けば普通に暮らせる社会を。
 - ① 賃上げと長時間労働の是正を進め、8 時間働けば普通に暮らせる社会をめざすことは、家計消費を増やし、日本経済と地域経済を立て直す要です。
 - ② 最低賃金を直ちに全国どこでも 1000 円に引き上げ、すみやかに 1500 円をめざすこと。
 - ③ 中小企業には賃上げ支援予算を 1 千倍の 7000 億円に増額し、社会保険料の事業主負担を減免するよう国に求めること。

- ④ 残業代ゼロ制度を廃止し、すべての労働者を対象に「残業は週 15 時間、月 45 時間、年 160 時間まで」と上限を労働基準法で規制し、長時間労働を是正すること。
 - ⑤ 労働者派遣法の抜本改正をはじめ、非正規労働者の正社員化を進めること。
 - ⑥ 保育・介護・障害福祉労働者に国の責任で、直ちに月 5 万円賃上げし、一般労働者との格差是正に取り組むよう国に求めること。
- 1) ブラック企業・ブラックバイトを厳しく規制し、無法なリストラ・解雇を規制するルールを作ること。異常な長時間労働を是正し、「サービス残業」を根絶すること。
 - 2) 「適正な労働条件の確保」を目的・理念として制定された公契約条例「岩手県が締結する契約に関する条例」に「賃金条項」を明記し、適正な賃金を確保すること。★
 1. 県が発注・委託する事業で、労働者が適正な賃金・労働条件が確保されるよう実態調査を行うなど取り組みを強めること。
 2. 川崎市などの先行事例を踏まえ、県発注の公共事業においては労働者の賃金が公共工事設計労務単価の 8～9 割の賃金が保障されるように取り組むこと。
 3. 「岩手県が締結する契約に関する条例」に、県内の実態と全国の先行事例を踏まえて「賃金条項」を盛り込むこと。
 4. 約 7 割の労働者が非正規・低賃金となっている県の指定管理者制度について抜本的な見直しと改善を図ること。日本図書館協会も反対している県立図書館の指定管理者制度については根本から見直すこと。
 - 3) 失業者の生活と職業訓練を保障し、安定した仕事、公的仕事への道を切り開く取り組みを進めること。

5、高校・大学等の新規学卒者の県内就職率の引き上げに全力を挙げること。

- 1) 岩手労働局と連携し、就職支援員の取り組みと体制を強化して正規の求人の確保と県内就職率引き上げに全力をあげること。大学・高校と県内企業との連携を強化し、県内就職率の向上に積極的に取り組むこと。いわて県民計画(2019-2028)をふまえ、高校生では 84.5%、大学生では大学共同の目標である 55%の達成を目指すこと。★
- 2) 新卒 3 年を超えた青年の就職対策を講じること。採用した中小企業等への助成措置も講じること。
- 3) 就職後の離職状況を調査し、その要因を把握するとともに就職対策に生かすこと。
- 4) ジョブカフェいわて・地域ジョブカフェの拡充をはかること。
- 5) フリーターや新規未就職者の職業訓練、生活保障や雇用保険が受けられるよう国に働きかけること。県としても独自の対策を講じること。
- 6) キャリア教育では、労働基本法など労働者の権利を身につけること徹底すること。

6、誘致企業の一方向的な解雇、リストラ、工場閉鎖を許さず、県・市町村への届け出と事前協議を求めること。

- 1) 大企業の一方向的なリストラ、解雇を許さないこと。そのためにリストラアセスメントの制度をつくるとともに、「解雇・リストラ規制条例」を制定すること。
- 2) 離職に際しては、「本人同意」を原則に、再就職のあっせんと、再就職までの生活資金や住居の保障など、労働者の生活と再就職への責任を果たさせること。
- 3) 県として誘致企業を訪問し日常的な連携を強化し、大企業・誘致企業の社会的責任(雇用、地域経済、自治体、環境を守る役割と責任など)を果たすよう強くもとめること。

7、県内すべての地域で定期的にワンストップサービスを実施し、失業者の生活と再就職支援の総合的な相談と対策を講じること。

- 1) ワンストップサービスを定期的に開催し、年末・年始は特別の体制で対応すること。
- 2) 失業者の生活援助・住宅援助制度をつくり、県・市町村営住宅の活用、離職者生活資金制度の改善充実など万全の対策を国と連携して講じること。
- 3) 生活保護の適用を含め首切り・失業によるホームレス等を絶対つぐらなないこと。

8、県として独自に雇用を確保する対策を講じること。

国の責任で30人学級を実現(小中学校で614学級増、教員数810人増)、特養ホームの待機者解消(早期入所必要813人、50人定員で17か所、510人増)を図るなど介護施設の整備、充足率が66%にとどまっている消防職員の基準人員までの増員(1061人)、老朽校舎の耐震改修、住宅の耐震改修・住宅改修助成など実効ある対策を講じること。

9、最低賃金を早急に時給1000円以上に引き上げ、公契約条例の制定を生かしワーキングプアをなくすこと。

- 1) 「適正な労働条件の確保」を目的とした公契約条例の制定を生かし、県発注の事業については最低、時給1000円以上とし、「働く貧困層」をなくすこと。
- 2) サービス残業の根絶、長時間残業の解消(1800時間達成で約3万人の雇用)、有給休暇の完全取得ができるよう、県としても岩手労働局と連携し積極的に取り組み雇用拡大をはかること。
- 3) 厚生労働省の通知を踏まえ、県職員の始業時間、就業時間をタイムカードやパソコン等で記録しサービス残業を根絶すること。

10、小規模企業振興基本法と中小企業振興条例を踏まえ、地域経済と地域社会の主役として中小企業振興対策を抜本的に強化すること。

- 1) 小規模企業振興基本法と中小企業振興条例に基づき、県内中小企業・小規模企業地域経済と地域社会の主役としての役割を明記し、その現状と課題を明らかにすること。
- 2) 中小企業の最も切実な人材の確保・育成に取り組むこと。中小企業、行政、大学・高校・専門学校等との連携を強化すること。
- 3) 中小企業の自主的な取り組みを基本にしつつ、営業力・販売力・新商品開発や技術革新への支援を強化すること。大学や工業技術センター、金融機関等との連携を強化すること。中小企業間、異業種等との連携を強化すること。
- 4) 中小企業の「事業の持続的発展」の重要性を踏まえ、事業継承・後継者対策に取り組むこと。
- 5) 条例に基づく毎年度の事業実績の報告に当たっては、中小企業者を含めた第三者機関で検証し、翌年度の政策・方針に生かすようにすること。

11、住宅リフォーム助成の実現で中小企業に仕事を増やす対策を抜本的に強化すること。

- 1) 県として住宅リフォーム助成事業を早期に実施すること。商店街リフォームも助成の対象とすること。
- 2) 県の官公需の中小企業向け発注比率を件数でも金額でも引き上げること。2019年度は、件数では87.5%だが、金額では76.3%となっています。当面、金額ベースで80%(60億円増)、さらに90%(220億円増)をめざすこと。実態を調査・検証し改善をはかること。

- 3) 「小規模工事希望登録者制度」を県としても実施し、県有施設の小規模工事発注を積極的に推進すること。
- 12、大企業・誘致企業による単価たたきや仕事の減少など、下請けいじめをやめさせる取り組みを国と連携して強化すること。
- 13、100%保証の緊急保証制度が、最大限活用されるように周知徹底を図るとともに、審査の迅速化、簡素化を図ること。中小企業庁長官名の通達を踏まえ「赤字や債務超過があっても形式的に判断するのではなく、実態や特性を十分に踏まえて判断するよう」徹底すること。全業種が対象となるよう国に求めること。部分保証制度は撤回すること。
- 14、「特定大規模集客施設の立地誘導等に関する条例」を適切に運用し、大型店の無秩序な出店を規制するあらゆる手立てを講じること。商店街と地域住民が協力して安心して暮らせるまちづくりを進めるために、具体的な支援策を強化すること。小売商業調整特別措置法(商調法)にもとづく県の調査・調整を活用し、商店街を守る対策を強化すること。
- 15、悪質な商工ローン、消費者金融、振り込め詐欺、ヤミ金融対策を抜本的に強化し、被害者救済対策に取り組むこと。サラ金並みの金融機関のカードローンの実態を把握し規制を求めること。多重債務者の相談と解決に各部局が連携して取り組むこと。
- 16、平泉と橋野鉦山の世界遺産登録と三陸復興国立公園、高田松原復興祈念公園・津波伝承館、三陸ジオパークの認定、世界遺産登録めざす縄文遺跡等の観光資源を生かし、全県的な観光振興対策を強化すること。復興支援ツアーや震災教育旅行など沿岸・県北の観光対策を抜本的に強化すること。

五、際限なき食糧自由化政策を見直し、新型コロナ危機から日本と岩手の農林水産業を守る取り組みを

長引く新型コロナ禍の下で、牛肉やコメ等の需要減で米価等の農林水産物の下落がおきています。菅政権は農家に犠牲を押し付け、新たな減反を押し付けています。日米貿易協定に続き日英 EPA の締結、種苗法の改悪など際限なき食糧自由化政策を強引に進めています。

今必要なことは、新型コロナの世界での感染爆発の下、国民の食糧を外国に依存するのではなく、食料自給率を高め国内の農林水産業を守ることです。

国連は、2019 年から 2028 年を「家族農業の 10 年」として、加盟国及び関係機関に対し、食糧安全保障確保と貧困・飢餓撲滅に大きな役割をはたしている家族農業にかかる施策の推進・知見の共有等を求めています。大規模化・効率化一辺倒ではなく、日本と岩手の実情に合った家族農業を重視し、必要な価格保障と所得補償の拡充こそ図るべきです。

日本は、食料自給率が下がってわずか 38%に、先進国の中でも異常な低さです。米価はこの 10 年間で 4 割近くも下落し、規模拡大に取り組んできた大規模農家や集落営農組織が大きな打撃を受けています。県内のコメ生産農家は 3ha 以下の 9 割が赤字、作付面積では約 5 割が赤字となってい

ます。さらに、米価の下落で10ヘクタール規模の農家では74.4万円、100haの集落営農では744万円の減収となります。

いま必要なことは、国民に安全な食糧を供給し、国土や環境を守るため、将来に向けて安心して農業に励み、農村で暮らし続けられる条件を整備することです。価格・所得補償を再建することは最大の柱です。

農林漁業を岩手の基幹産業として位置づけ、農林水産業予算の復元をはかり、再生産を保障する価格・所得保障の拡充を柱にして農林水産業の再建を図ることです。

食の安全安心の確保と地産地消の取り組みを本格的に推進し、農林漁業の再生を、地域経済振興の柱にすべきです。

農林漁業など第一次産業の衰退は、地域経済を疲弊させ、「限界集落」を広げる要因ともなっています。農林漁業の生産を拡大すれば、それに関連する食品加工、関連企業、サービス、製造業も活性化し、生産額の3倍もの規模で地域経済に波及する効果があります。

1. 新型コロナ禍から農林水産業と生産者を守る緊急対策を講じること。★

(ア) 新型コロナによるコメの過剰在庫(22万トン)については、国が買い上げ米価暴落を回避すること。海外への支援や国内での生活困窮者への支援米に活用すること。

(イ) 海外からの70万トンに及ぶ輸入米は中止すること。

(ウ) 生産費を補償する個別所得補償制度を復活させるなどコメ、麦、大豆、飼料作物などの価格保証を行うこと。

(エ) 主食であるコメの需給や価格の安定に政府が責任を持ち、麦・大豆の増産に見合っって輸入を抑制するなどし、主食用米以外の作物を安心して作れる条件を整えること。

① 収入保険制度については、対象者を青色申告者(2割)に限定するのをやめ、基準となる収入も生産コストと関連させるなどの改善を図ること。

② 米の消費拡大に本格的に取り組むこと。学校給食の米飯給食は週4日以上をめざし日本型食生活の定着をめざすこと。県立病院はもとより民間の病院、ホテル・旅館、レストランなどで県産米の活用を進めること。

2. 日米貿易協定、日英EPAなど、食料輸入自由化路線の中止を求めること。食料主権を保障する貿易ルールの確立を求めること。

3. 国連「家族農業の10年」に呼応し、家族経営を維持し、大規模経営を含む担い手育成で農地を保全し、岩手型集落営農を推進すること。

1) 国連「家族農業の10年」(2019~2028年)の趣旨を踏まえ、家族農業の役割を評価し、岩手の実情に合った家族農業の推進を図ること。★

2) 多様な家族経営を維持・発展させ、農業を続けたいと願うすべての農家を担い手に位置づけ、支援の対象とする地域農業、岩手型集落営農を推進すること。

3) 地域農業を支えている大規模農家や生産組織を支援すること。

- 4) 青年就農給付金事業は、農地集積をめざす「人・農地プラン」と一体であることや、親元就農の場合は5年以内に経営委譲するなどの要件を緩和し、一定期間の就農を前提として希望する青年すべてを対象にすること。県・市町村独自の新規就農者支援対策を拡充すること。県立農業大学の施設整備と教育・研修の拡充をはかること。
- 5) 株式会社一般への農地取得解禁に反対すること。

4、農業予算を岩手の基幹産業にふさわしく拡充し、価格保障・所得補償を抜本的に拡充すること。

5、農業者と消費者の協同を広げて、「食の安全」と地域農業の再生をめざすこと。

- 1) 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染による原木シイタケ、キノコ、山菜等の出荷規制の早期解除を求めること。早期の全面賠償を強く求めること。
- 2) 輸入食品の検査体制を強化し、原産国表示の徹底を図ること。食品偽装を許さない監視体制を強化し、製造年月日表示を復活すること。
- 3) 地産地消や食の安全を重視した地域づくりを進めること。学校給食や病院、ホテル・旅館などで地場のコメや農水産物の活用を広げること。地元の特産物や資源を生かした農産加工や販売などを支援すること。
- 4) 国内各地で発生している鳥インフルエンザの全国一斉消毒措置など各種感染症の監視体制を強め、発生した場合は機敏に殺処分や移動制限措置をとり、農家・業者への保障にも万全の対策を講じること。口蹄疫対策に万全の対策をとること。感染家畜が発生した場合、殺処分と埋設を迅速に行い、そのための埋設地を確保しておくこと。
- 5) 米国産牛肉の輸入を30カ月齢まで規制緩和したことに反対し、BSE対策の全頭検査を維持すること。
- 6) ニホンシカ等の鳥獣被害対策を抜本的に強化すること。電気柵設置の効果が表れており「シカ防護網等設置事業」(県単)を拡充すること。「鳥獣被害防止総合支援事業」(国の補助事業)、「鳥獣被害防止総合交付金」(国庫)の拡充を求めること。ニホンシカ等の個体管理を徹底し野生獣の防除と捕獲を強化すること。

6、山村地域の基幹産業として林業・木材生産の再生を図ること。

- 1) 外材依存政策を転換し、かろうじて残されていた製材や集成材などの関税撤廃を受け入れた日欧EPA、TPP11の中止を求めること。
- 2) 森林整備、間伐の取り組みを抜本的に強化し、県産材使用の数値目標を決め、県産材を活用した老朽校舎の改築、県営住宅や公共施設の整備、住宅建設に融資や税制上の優遇措置を含め助成措置も実施し積極的に取り組むこと。
- 3) 「いわて森林づくり県民税」の取り組みに当たっては、森林所有者との連携を強化し、間伐(混交林誘導伐)とともに植栽にも積極的に取り組むこと。林業労働者の待遇改善と合わせ確保に取り組むこと。被害木、枯れ死木等の伐採処理など新規事業に積極的に取り組むこと。★
- 4) 「輸入木材」から「国産材・県産材」へ、林業・木材産業を国の大切な産業として位置づけ、林業・木材産業の再生をはかり、緑の環境を充実させ山村の活性化を図ること。

- 5) 現場の実態に即した林道・作業道を整備すること。日本の森林にあった林業機械の開発に国とともに取り組むこと。林業と結びつかない大規模林道事業などは見直すこと。
- 6) 森林を大規模に伐採する太陽光発電は見直し、環境アセスメントの実施を義務付けること。木質バイオマス発電などの施設は、外材依存ではなく、地域の資源量に即した配置とすること。★
- 7) 林業労働者の確保と林業技術の継承を図り、地域の実態に即した流通・加工体制を確立し、林業・木材産業の再建を図ること。
- 8) 「緑の雇用事業」を思い切って拡充するなど、系統的な林業就業者の育成・確保に取り組むこと。
- 9) 国有林の分割・民営化をストップし、国が一元的に管理し地元の意見を反映した管理運営を行い、地域の林業事業者の育成を図るよう国に強く求めること。

7、三陸沿岸漁業・水産業の復興・再生へ以下の対策を講じること。

- 1) サケ、サンマ、スルメイカ等の主要魚種の記録的な大不漁に対し、科学的な調査の実施と漁業・水産業振興に対する緊急対策を講じること。多様な漁業資源の活用・魚種転換と商品開発、販路の拡大、新たな養殖事業等思い切った支援策を講じること。★
- 2) ワカメ、アワビ、ウニ、ホタテガイ、カキなどつくり育てる漁業の再建をはかること。
- 3) サケ資源の公平配分に取り組むこと。事実上個人の所有となっている定置は見直すこと。
- 4) 小型漁船漁業の復興・再生と具体的な振興策を講じること。
- 5) 新規漁業就業者支援制度を国に求めるとともに、県としても水産アカデミーとともに漁業の担い手対策を強化すること。
- 6) 福島原発事故による放射能汚染対策と風評被害対策に取り組み、損害の全面賠償を実現すること。福島原発の汚染水の海洋投棄に反対すること。

六、30人学級の実現で子どもたちの安全を確保し、どの子にもゆきとどいた教育を一憲法と子どもの権利条約を生かし、いじめも体罰もない学校へ

新型コロナウイルス感染症の拡大の下で、安倍前首相は専門家の意見も文科省の意見も聞かず突然全国一律休校を異常な形で押し付けました。全国の学校と子どもたちは大きな混乱に陥りました。県内では4月から学校は再開されましたが、全国的な感染の拡大の下で学校での感染対策は大きな矛盾に直面しました。40人学級の高校はもとより35人学級が実施されている小中学校でもソーシャルディスタンスが取れない事態が生じています。新型コロナ禍の下でこそ少人数学級の実現を求める声は各界に広がり、文科省も「不退転の決意で少人数学級の実現をめざす」（萩生田文科相）状況が作られてきています。来年度から本格的な少人数学級を実現することは緊急で最も重要な課題となっています。

新型コロナ禍の下で、全国学力テストが中止となり、県の学習定着度状況調査も中止となりました。その結果学校では教員がゆとりをもって一人一人の子供たちに接することができたとの声が寄せられています。全国学力テスト、県の学習定着度状況調査は中止・見直すべきです。県央部の県立高校の3年生のバレー部員が自殺した事件について、9月に第三者委員会による調査結果と提言が提出されました。調査結果と提言を踏まえ、県教委と学校が自ら検証と教訓を深め、学校教育と部活動から一切の体

罰・暴言を含む暴力行為を根絶することは特別に重要な課題です。「2019年度児童生徒問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果では、いじめの認知件数が8004件（小学校6071件、中学校1471件、高校381件、特別支援学校76件）で前年比35件の増となっています。いじめに対する感度、認知が進んだ一方で、深刻な実態も明らかになっています。いじめを許さない学校、児童生徒の人権と安全を大切にする学校の実現に県教委と学校、生徒、父母等が総力を挙げて取り組む必要があります。また、いじめの背景にある「過度に競争的な教育制度の是正」（国連子どもの権利委員会の勧告）に取り組むべきです。昨年度の全国学力テストでは、岩教組の調査で、小学校で63.2%、中学校で19.8%が過去問の学習など事前の練習を行っている実態が明らかになりました。教育をゆがめ競争を激化させる学力テストは中止を求めるべきです。

「子どもの貧困」問題も深刻です。子どもの貧困対策推進法に基づく「大綱」では、「学校を子どもの貧困対策のプラットフォーム」と位置付けられており、子どもの実態を把握し、SSWの配置と連携を強化し、学習支援、就学援助の周知徹底、学資援助等の取り組みを強化することが求められています。

県立高校の後期再編計画の策定に当たっては、生徒にとっての教育環境の保障と充実を基本に、地域住民の声をしっかりと受け止めて住民合意を貫き進めることが重要です。

いじめや教育のゆがみと荒廃に立ち向かい、教職員が協力して取り組むためには、教職員の多忙化の解消が必要です。教職員の大幅な増員と業務の見直しと削減を図り、何よりも十分な授業準備をできる環境と児童生徒に寄り添える状況をつくることが大切です。教職員を分断し序列化する成果主義賃金制度の導入は見直すべきです。国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「教員の地位に関する勧告」と3次にわたる国際労働機関（ILO）とユネスコの共同専門家委員会（CEART）の是正勧告を踏まえて見直すこと。

1、少人数学級の実現で、新型コロナから子どもの健康と安全、ゆきとどいた教育を進める★

- 1) 来年度から全国で少人数学級・30人学級を実現するために全力をあげること。
- 2) 学校・教室で三密回避、マスク、手洗い、消毒などの基本的な感染対策を徹底すること。
- 3) 30人学級の実現と全国学力テスト・県の学習定着度調査を中止し、一人一人にゆきとどいた教育を進めること。

2、学校教育と部活動から一切の体罰・暴言等暴力行為を根絶する取り組みを徹底すること。★

- 1) 県央部の県立高校でのバレー部員の自殺や顧問教師による異常なパワハラ事件が相次いで発生しました。体罰や暴言など暴力行為は児童生徒の人権を侵害するものであり、学校教育の場ではもとよりスポーツなど部活動の場でもあってはならないものです。第三者委員会の調査結果と提言をすべての学校と教職員がしっかりと受け止め、父母にも徹底し、暴力行為根絶の取り組みを抜本的に強化すること。
- 2) 本来生徒の自主的自発的活動である部活動について、部活動加入を強制していない学校は中学校で18.6%（150校中28校）にとどまっています。部活動の原点に立ち返って直ちに直視すること。

- 3) 体罰・暴言の背景にある部活動における勝利至上主義を是正すること。生徒が主体となって楽しみ、自治能力が身につく競技力も向上する部活動に改善を図ること。
- 4) 週二日の休養日など、部活動の改善を示したガイドラインの実行については、スポーツ医科学の成果と全国の先進事例を学び、活かして取り組むこと。

3、深刻さを増すいじめ問題に、教職員、保護者、子ども一みんなの力で取り組むこと。

- 1) いじめ対策の基本として一いじめは人権侵害であり暴力という認識で、目の前のいじめから子どもたちの命、心身を守り抜くこと。根本的な対策として、いじめが深刻となった要因をなくすことに正面から取り組むこと。
- 2) 学校での取り組みでは以下の点に取り組むこと。
 - ①いじめへの対応を絶対に後回ししない、「子どもの命最優先」の原則・安全配慮義務を明確にすること。そのためにいじめを認知できるように対策と研修を行うこと。
 - ②いじめの情報は、すぐに全教職員、保護者に知らせ連携して取り組むこと。
 - ③子どもの自主的活動の比重を高めるなど、いじめをやめる人間関係をつくること。
 - ④被害者の安全を確保し、加害者にはいじめをやめるまでしっかり対応すること。
 - ⑤被害者・遺族の知る権利を尊重すること。
- 3) 教育行政としては以下の課題に取り組むこと。
 - ①教員の多忙化の解消、30人学級の実現、養護教諭、カウンセラー、ソーシャルワーカーの増員を図り、児童生徒一人一人に寄り添った取り組みが行われるように教育条件を整備すること。
 - ②全ての学校で、すべての教職員が参加する規模と回数で、いじめ問題の研修を実施するなど、いじめの解決に取り組むこと。
 - ③教職員をバラバラにしている教員評価など教員政策を見直すこと。
- 4) いじめの重大事態については、第三者機関で調査、対応しその教訓を生かすようにすること。
- 5) 不登校の子どもを温かく支援し、安心して相談できる窓口の拡充、子どもの居場所、様々な学びの場の確保と公的支援を行い、学びと自立を支援すること。
- 6) 高校中退をなくす取り組みを強め、進級・進学・就職に責任を持つこと。

4、子どもの貧困問題に学校がプラットフォームとしての役割を果たすこと。★

- 1) 児童生徒の生活実態を把握し対応できる体制を確立すること。教職員、保健室、SSWの配置と連携を強化すること。
- 2) 就学援助制度の周知徹底を図り、対象を生活保護基準の1.5倍に広げるとともに市町村間の格差を解消すること。対象費目の拡充を図ること。学校給食費の現物給付化、修学旅行費の概算払いを進めること。
- 3) 給食費、教材費の無償化を支援すること。
- 4) 高校授業料の完全無償化を復活させること。
- 5) 給付制奨学金の拡充を求め、県としても創設すること。

5、教職員の大幅な増員と業務の抜本的な削減で、教員の異常な超過勤務の状況を解消し、教員の専門家としての役割が発揮されるようにすること。過労死ラインを超える超過勤務は直ち

に解消するよう具体的な手立てを講じること。司書教諭を専任で配置すること。パワーハラスメント防止対策を強化すること。★

- 6、全ての県立高校での教室等へのエアコン設置を早急に行うこと。★
- 7、小中学校・高校の耐震改修・改築を思い切って進めること。県産材を積極的に活用し木造校舎の建設を進めること。大規模改造工事を含め、シックスクール対策を徹底し、TVOC 検査を義務づけること。被害を受けた生徒の医療の確保と教育を保障すること。
- 8、小学校 5・6 年生の英語科教育については、日本学術会議の提言を踏まえ、専任教員の確保と研修を大前提に、英語嫌いの生徒をつくらないようにすること。道徳の教科化については、憲法の立場に立った取り組みを基本に、押し付けにならないようにすること。★
- 9、小中学校の統廃合計画については、子どもの教育にとって、地域の教育にとって、地域住民との合意の 3 点を基本原則にして取り組むこと。学校は住民自治の拠点としての役割を持つことから、住民合意のない一方的な統廃合は行わないこと。被災地の学校の統廃合計画についても、地域住民の合意を貫くこと。小中一貫校は全国で問題が出ており、進めないこと。
- 10、特別支援教育・障害児教育の拡充をめざすこと。
 - 1) 国に対し特別支援学校の設置基準の早期の策定を求めること。特別支援学校の生徒急増に対応し、緊急課題として教室不足の解消に取り組むこと。特別支援学校・分教室の整備計画を立て、計画的に改築改修を進めること。男女共用トイレは直ちに解消すること。
 - 2) 軽度発達障害の子どもへの支援を含む「特別支援教育」に当たっては、必要な教職員を確保し、特別支援教育支援員の配置を徹底するとともに待遇の改善を図ること。
 - 3) 「支援地域」の中心と位置づけられる盲・ろう・養護学校は統廃合ではなく、小規模分散で地域密着型をめざし拡充すること。
- 11、中学校までの完全学校給食を実施し、県産農畜水産物の活用で地産地消にふさわしい自校方式を積極的に進めること。利用率の低いランチボックス(仕出し弁当給食)は見直すこと。給食費の無償化を支援すること。
- 12、一関一高への併設型中高一貫校・付属中学校については、施設不足や既存の中学校への影響、小学校への受験競争の激化など諸問題の検証を行い、地域の声を把握して見直しを含め再検討すること。
- 13、県立高校の後期再編計画の策定に当たっては、生徒の教育環境の保障を基本に、地域住民の声を受け止め住民合意を貫いて丁寧に進めること。
- 14、県立高校の入試制度の改善にあたっては、生徒減少のなかで希望者全員が進学できるよう、透明性と公平性が確保されるようにすること。高校間格差を拡大する通学区域の拡大は行わないこと。
- 15、高校生の就職を支援する就職支援相談員の配置を拡充し、安定した雇用と県内就職率を当面 85%に引き上げること。3年以内の離職率(47.6%)の改善をめざし、実態調査を踏まえ対策を検討すること。各部局、関係機関とも連携を強化すること。キャリア教育に当たっては、憲法、労働法に基づく基本的な権利を身に着けるように徹底すること。

- 16、教員採用、管理職昇任制度について、公正で透明化された採用と昇任が行われるよう抜本的に改善すること。「教員免許更新制」の中止を求めること。臨時教員制度を抜本的に見直し、正規雇用を拡大すること。外国人講師による英語教育に当たっては直接雇用とすること。
- 17、ブロック塀や歩道の確保など、通学路の安全対策を総点検し、地域住民・関係機関と連携して通学路の安全対策を強化すること。冬季の除排雪を徹底し安全を確保すること。★
- 18、侵略戦争を美化する「歴史教科書」「公民教科書」の押し付けを許さず、「日の丸・君が代」の学校教育での押し付けは行わないこと。性教育などへの政治介入に反対すること
- 19、私学助成を拡充し、私立高校の私学就学支援金については実質無料化をめざすこと。これまでの授業料減免の財源を復元し全国並みに拡充すること。授業料以外の学費の父母負担の軽減に取り組むこと。
- 20、18歳選挙権の重要性を踏まえ、憲法、教育基本法、子どもの権利条約に基づいて主権者教育を進めること。
- 21、岩手国体成功、2019年ラグビーワールドカップ成功のレガシーを生かした取り組みを強化すること。

七、不要・不急の大型公共事業は抜本的に見直し、公共事業は生活密着型に転換すること。ILC誘致は学術会議の提言を踏まえ進めること

大型公共事業を総点検し、不要不急、ムダと浪費の大型開発は見直すこと。公共事業は学校の老朽校舎の耐震化、改築・改修や道路・橋梁の改修、特養ホームなど福祉施設の整備、県営住宅や下水道整備など福祉、生活密着型に転換し、地元中小企業への仕事を増やすべきです。

入札制度の改善を図り、変更請負契約が繰り返されないようにすること。福島県の取り組みを参考に、地元業者発注比率を高めるようにすること。ILC誘致は、日本が学術会議の提言を踏まえて進めること。

- 1、大型開発・大型公共事業を総点検し、不要不急の事業は見直すこと。公共事業の中身を老朽校舎の耐震化・改築、県営住宅の増設、下水道の整備、防災対策、道路・橋梁・トンネルの改修・維持管理など生活密着型に転換し、地元中小企業の仕事を拡大すること。
 - 1) 国道46号「盛岡西バイパス」から矢巾町の岩手医大に続く国道4号盛岡南道路の整備を推進すること。★
 - 2) 国道343号新笹野田トンネルの早期事業化を図ること。
 - 3) 国道340号押角トンネルの前後の道路整備を進めること。★
- 2、若者定住住宅の整備を進めること。空き家バンク・空き家リフォームの取り組みを進めること。
 - 1) 若者定住住宅・子育て支援住宅の整備を促進すること。
 - 2) 空き家バンクの取り組みとともに空き家リフォーム助成を実施し積極的な活用を図ること。
 - 3) 雇用促進住宅は民間事業者に売却されましたが、若者定住住宅などに活用できるよう検討すること。

3、県民の要望が強い県営住宅の新增設を進めること。県産材を活用した木造住宅の整備を推進すること。既存の県営住宅に風呂釜を設置すること。駐車場のあり方（1世帯1台）を見直し整備すること。

4、入札制度を改善し地元業者への仕事を増やすこと。

- 1) 復興事業関連で大幅な変更請負契約が繰り返されています。詳細設計を踏まえた入札とするよう改善を図ること。
- 2) 公共事業の発注と入札にあたっては、福島県の取り組みを参考に、地元業者への発注比率を高めるように改善を図ること。下請けの契約関係の適正化に努めること。地元企業・中小企業の育成に配慮した、地域貢献度やランク別など条件付き一般競争入札を基本とするとともに、請負企業の経営安定のため、最低制限価格を導入し引き上げること。
- 3) 制定された「公契約条例」に基づき、公共工事等に従事する労働者の適正な賃金や労働条件を確保し、地元中小企業への発注を優先すること。
- 4) 分離分割発注を進めるとともに、下請契約書(調書)の公表、談合情報通りの落札となった場合の入札取り消しなど厳格な対応を実施すること。

5、テレビ共同受信施設の維持管理、老朽化に伴う施設改修費に対する支援を行うこと。

6、ILC(国際リニアコライダー)誘致の取り組みは、学会会議の提言を踏まえ、国の財政状況、学会会議での合意形成、国際的な財政支援の動向などを踏まえて国民合意のもと進めること。地元自治体負担が大きくなるよう対策を求めること。

八、原子力発電からの撤退、再生可能エネルギー先進県をめざす。県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は見直すこと

東日本大震災津波から9年9ヶ月余が経過しましたが、東京電力福島第一原発事故は収束するどころか、放射能汚染水が増え続けています。政府と東京電力は汚染水の海洋投棄を進めようとしています。福島県はもとより三陸沿岸漁業に重大な影響を与えるものです。海洋投棄に反対し絶対に許さないこと。女川原発の再稼働にも反対すること。

福島原発事故は、人類と原発は共存できないことを明らかにしました。県として「即時原発ゼロ」を政治決断し、国に対し原発から撤退する計画を策定するよう求めるべきです。原発からの撤退と同時並行で、再生可能エネルギーの本格的導入と、低エネルギー社会の実現に向けて全国に先駆けて取り組むべきです。

2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロをめざし取り組むこと。全国第2位の推定利用可能量があるとされている再生可能エネルギーの本格的導入が必要です。

県が進める県央ブロックの「ごみ処理広域化計画」は、住民との「覚書」を無視するとともに、県内全体の4割に当たる3市5町のごみを一極集中で処理しようとするものであり、ごみの減量に逆行し、ごみ問題の解決に逆行するものです。ごみの「焼却中心主義」「埋め立て中心主義」からの脱

却をはかるべきです。ゴミの減量のためには、何よりも住民参加で、ゴミの多品目分別とリサイクルを徹底することが必要です。

環境汚染の問題解決のために、①汚染者負担の原則、②予防原則、③住民参加、④徹底した情報公開—の視点で取り組むことが必要です。

県庁舎は議会棟を含め敷地内全面禁煙とし、公共施設での全面禁煙を徹底して受動喫煙防止の対策を徹底すること。受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

1、「即時原発ゼロ」の方針を県として打ち出し、国に政治的な決断を求めること。福島原発の汚染水の海洋投棄に反対すること。女川原発の再稼働に反対すること。原発より危険な青森県六ヶ所村の「再処理施設」の閉鎖を求めること。プルサーマル計画の中止を求めること。

2、原発の再稼働、原発輸出の中止を求めること。

3、再生可能エネルギーの本格的な導入を進めること。地球温暖化防止対策に真剣に取り組み、2050年までに温室効果ガス排出量ゼロの削減目標に総力を挙げ、具体的な方策と行程表を示すこと。

1) 地球温暖化防止に真剣に取り組むこと。2050年までに温室効果ガス排出量ゼロめざし、具体的な方策と工程表を示すこと。

2) 2050年めざし、地球温暖化防止についての啓発・学習・実践の取り組みを学校、地域、職場などあらゆるところで、草の根から取り組むこと。

3) 自然エネルギーの活用を大幅に拡大すること。地熱発電や風力発電、太陽光発電、小水力、木質バイオマスなどそれぞれの具体的な目標と計画を立て強力に推進すること。森林の大規模な伐採による太陽光発電など、新たな環境破壊の危険性のある開発は環境アセスを義務付けるなど厳しく規制措置を講じ、地域住民の合意を前提とすること。

4、県の盛岡広域の「県央ブロックゴミ処理広域化計画」は見直すこと。

① 盛岡広域3市5町のごみを盛岡市1カ所に集中させる「ごみ処理広域化計画」は、ごみの減量・リサイクルに逆行するとともに、何よりも焼却施設周辺の住民に大きな負荷と影響を与えるものです。地域住民との「覚書」を守り、分散型に見直すこと。焼却施設周辺の小学校における喘息罹患率が高い実態と原因について調査すること。

② 大型焼却炉の導入は、ゴミの減量に逆行し、安全性、効率性など未完成の技術で自治体に過大な負担を与えかねません。すでに導入した自治体では過大な施設となり、ゴミを求める逆立ちした状況も見られます。全面的な見直しをはかるとともに市町村に押しつけないこと。

③ 小型焼却炉でも現在では十分ダイオキシン対策に適合できます。国に対し国庫補助を認めるよう求めること。

④ 新たな焼却施設の整備にあっては、地域住民との覚書等を守り、住民合意を大前提にして進めること。一関市の場合もこの立場を堅持して進めること。

5、ゴミ問題解決の基本は、元(発生源)からゴミを減らすことです。県としても発生抑制、リユース、リサイクル、リデュースのそれぞれの目標と計画をもって推進すること。

- 1) ゴミのきめ細かな分別回収を徹底し、住民参加の取り組みを強化すること。生ゴミ、畜産廃棄物などの堆肥化・資源化の取り組みを抜本的に強化すること。
- 2) ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、現行制度を「拡大生産者責任」の立場で抜本的に見直すよう国に求めること。

6、青森県境の産廃不法投棄事件については、万全な安全対策を講じること。

- 1) 有害廃棄物の早期撤去、廃棄物の全量撤去にとりくむこと。
- 2) 専門家の協力と地域住民の参加で解決に取り組むこと。そのために、定期的な現地説明会を開催するなど地域住民に対する説明責任を果たすこと。
- 3) 産業廃棄物の不法投棄の根絶をめざし、産廃GMNの活動と対策を強化するとともに、隣県との連携、市町村との協力を強化すること。最後まで汚染者負担の原則を貫くこと。

7、PM2.5の観測体制を抜本的に強化すること。焼却場周辺の観測も行うこと。盛岡市内で喘息罹患率が高い小学校の地域のPM2.5の調査・観測を実施すること。★

8、アスベスト対策にあたっては、企業と国の責任を明確にして抜本的な対策を講じること。

- 1) 健康被害が予想される労働者、住民など関係者のアスベスト特別検診を、県立病院など県内の医療機関で実施できるようにすること。CTスキャン等の二次検診も特別検診の対象として実施すること。必要な助成措置を講じること。専門医療機関と連携して県立病院での検診・診療体制の充実をはかること。
- 2) 中皮腫による死亡者や治療者の被曝履歴等の実態調査を行うよう国に求めること。アスベストが原因と思われる肺がん、良性石綿胸水・びまん性胸膜肥厚などの被害実態調査も行うこと。
- 3) アスベスト調査の結果を公表し、対策を徹底すること。解体工事等のアスベスト飛散防止措置を行うにあたっては、周辺住民への周知等万全の体制をとり、届出、立ち入り検査等必要な対策と体制を講じること。
- 4) 中小零細企業等への撤去・改修工事等への無利子・無担保・無保証の融資制度を創設すること。
- 5) 県としてアスベスト検査体制を確立すること。

9、ダイオキシン対策の基本は、発生源となる塩化ビニール類の分別・規制・リサイクルを徹底すること。

- 1) 県として一般・産廃焼却施設のダイオキシン汚染調査を実施し、公表すること。母乳中のダイオキシン調査を継続し、対策を講じること。
- 2) 環境ホルモン汚染の実態を調査し、汚染原因と対策を明らかにすること。環境ホルモン汚染の疑いのあるPS食器は、他の安全なものに切り替えるよう指導すること。

10、県内の貴重な自然環境を保全するために、自然環境調査を計画的に進めること。県版レッドデータブックに基づいて、希少野生動植物保護の条例に基づき、保護区への立ち入り制限や固体の所持制限などの具体的規制と対策を強化すること。保護区の設定に際しては買い上げや必要な補償などの対策も講じること。

11、大型開発・公共事業の乱開発、風力発電等を規制する環境アセスメント・猛禽類調査を徹底し、厳しいチェックと規制の体制を確立すること。

12、県庁舎の敷地内全面禁煙を職員に徹底すること。議会棟の喫煙室は新型コロナ対策上からも閉鎖・廃止すること。公共施設での全面禁煙を徹底すること。受動喫煙防止対策の徹底めざし、受動喫煙防止条例の制定をめざすこと。

九、禁止薬物検出問題の徹底的調査を行い、競馬組合の健全な運営に努めること

禁止薬物検出問題については引き続き原因究明に努めること。330億円の元金返済はほんの一部にとどまっており、誠意をもって返済に取り組むこと。地方自治体の財政に寄与するという原点に立ち返って、競馬組合の健全な運営に努めること。

- 1、禁止薬物検出問題については引き続き徹底的な調査を行い、再発防止対策徹底するとともに万全の監視・管理体制を構築すること。
- 2、地方財政に寄与するという存在意義を踏まえ、330億円融資の元金返済に誠実に取り組むこと。
- 3、競馬組合破綻の原因と責任を明らかにし、競馬管理者であった前知事の責任や金融機関の貸し手責任などを明らかにした対応を行うこと。

十、マイナンバー制度の中止・見直しもとめること、自治体の機能と地方自治を破壊する「道州制」に反対し、地方交付税と国庫補助負担金の削減に反対し、地方財源の拡充を求めること

菅政権は、行政のデジタル化を進めるとしていますが、その中身は、▽国、自治体のシステムの統一・標準化▽マイナンバーカードの普及促進と各種給付の迅速化やスマホによる行政手続きのオンライン化▽民間等のデジタル化支援とともに、オンライン診療やデジタル教育の規制緩和—などです。最大の狙いは、デジタル化によって個人データの管理を進め、マイナンバー制度で社会保障支出を抑制することにあります。国家による個人のデータの管理が進めば情報漏洩の危険も増大します。情報漏洩を100%防ぐ完全なシステム構築は不可能で、一度、漏れた情報は流通・売買され、取り返しがつきません。マイナンバーカードの普及率は1割程度で、健康保険証としての利用（来年3月から）や運転免許証との一体化も計画し、マイナンバーカードを事実上強制しようとしています。国民のプライバシーにかかわる個人情報の漏えいと国家による監視強化が懸念されるマイナンバー制度は、根本的な欠陥をもつものです。マイナンバー制度の中止・見直しを求めるべきです。

財政危機の押し付けと「平成の大合併」の号令のもと、県内の市町村数は58から33に4割減となりました。合併した市町村では周辺地域の衰退や地域住民の声が届かないなどの問題が明らかになっています。平成の大合併の検証こそ実施すべきです。合併市町村が大幅な地方交付税の削減とならないよう特別の対策を求めるべきです。地方自治の変質と破壊をめざす「道州制」にはきっぱりと反対し、地方自治の拡充をめざすべきです。

1、マイナンバー制度は、個人情報の漏洩、セキュリティ対策の負担増など、国民にとって百害あって一利なしの制度です。マイナンバー制度の中止とマイナンバーカードの強制をやめるよう求めること。行政のデジタル化の問題点、課題を明らかにし中止・見直しを求めること。

2、「平成の大合併」の検証を行い、住民自治の強化をめざすこと。

- 1) 「平成の大合併」の検証を行い、住民の声が届く住民自治が貫ける市町村のあり方をめざすこと。
- 2) 広域合併を進めた自治体では、住民自治を強化する立場から地域内分権を強化するなどの取り組みを進めること。地方交付税の大幅な減額に対する特別の対策を講じるよう求めること。
- 3) 合併せずに頑張る小規模町村への支援策を講じること。

3、「広域連携」「道州制」に反対し、地方財源の確保を求めること。

- 1) 地方財政の重要な柱である地方交付税の復元・増額を求めること。
- 2) 行政サービスの縮小めざす「広域連携」「集約化」に反対し、地方自治の変質と破壊をもたらす「道州制」に反対すること。

4、県民の安全を守る警察へ、不祥事根絶、天下りを正すこと。

- 1) 犯罪の防止・摘発、オレオレ詐欺、交通事故等県民の安全を守る警察の取り組みを強化すること。要望の強い交通安全施設の整備を強化すること。
- 2) 東日本大震災津波の行方不明者の捜索活動を湾内を含め引き続き強化すること。所在不明の遺骨の返還の取り組みを進めること。
- 3) 捜査報償費の検証を行うこと。不正支出・裏金問題について徹底的に究明し、その原因と責任を明らかにすること。
- 4) 警察の不祥事の根絶をめざすこと。岩手医科大学元教授の覚せい剤疑惑の捜査もみ消しと警察幹部の天下りなど関係機関との癒着を正すこと。

5、指定管理者制度の検証と抜本的な見直しを行うこと。

- 1) 指定管理者制度については、この間の実績・実態を検証し、制定した公契約条例・「県の契約に関する条例」の立場に立って、適正な労働条件の確保ができるよう抜本的な見直しを行うこと。県の事業で非正規労働者の増加やワーキングプアを生まないように具体的な対応を行うこと。
- 2) 指定にあたっては、専門家・関係者を含め、導入の是非を慎重に検討し、公共性の確保と県民へのサービスが低下しないよう具体的対策を講じること。指定管理者制度そのもののあり方を根本的に検証し、見直すこと。無理な指定管理については直営に戻すなどの改善を図ること。
- 3) 県立図書館については、日本図書館協会が「公立図書館は指定管理にすべきではない」との見解を繰り返し明らかにしており、指定管理の是非を含めて根本的に見直しをすべきです。★

6、知る権利の保障、原則公開の立場で、情報公開を一層推進すること。

- 1) 県の政策形成過程における「パブリックコメント」制度は、説明会、公聴会、懇談会を開催し、県民の意見を反映するものに改善すること。
- 2) 必要な情報を公開し、住民参加を広げるよう積極的に取り組むこと。
- 3) 「県の情報は県民の財産」であることを明記した県の公文書管理条例を制定するとともに、県公文書館の整備を行うこと。

- 4) 各種審議会の委員は兼任を減らし、女性、青年の登用、公募制の活用をはかること。
- 7、地方労働委員会の労働者側委員の任命に当たっては、「連合」独占をやめ、労働組合の構成比率を反映したものにする。
- 8、県の広域振興局のあり方については、この間の取り組みを検証し市町村の意見と要望、県職員の声と創意を大事にして検討すること。産業振興はもとより、保健・福祉・教育・農林漁業など広域行政の取り組みが円滑に進められるようにすること。
- 9、県職員の超過勤務の実態を調査し、サービス残業を根絶すること。労働時間の把握は厚生労働省通知に基づいてタイムカードやパソコン等で客観的に把握すること。正規職員の増員を図ること。会計年度任用職員の導入に当たっては、フルタイムの臨時職員の削減やパートタイムの非常勤臨時職員の時給・月給を削減することがないようにすること。

十一、男女差別のない日本へ、ジェンダー平等社会の実現めざし、女性と青年の声が生かされる県政を

日本の男女平等の現状は、世界経済フォーラムが示す「男女格差指数」調査（ジェンダー・ギャップ指数 2020）で 153 か国中 121 位と最低クラスとなっています。顕著なのは、女性労働者の賃金が非正規を含むと男性の半分にすぎないことです。女性に対する格差と差別の是正のために、いま求められているのは国連女性差別撤廃条約に基づく実効ある施策を具体化し実行することです。妊娠・出産、育児休業取得を理由とする解雇など違法な差別も横行しています。県として、国連女性差別撤廃条約を具体化し、社会のあらゆる分野で女性差別を一掃する取り組みを進めるべきです。

「男女共同参画推進条例」に基づき、雇用・就職の場での男女差別の解消など女性が働き続けられる実効性のある対策を強化する必要があります。夫婦間暴力いわゆるDV防止法に基づく実効ある対策を強化すべきです。女性と青年の声が生かされる県政を進めることは、活力ある県政を推進する上でも、重要な課題です。

低賃金や雇用破壊、長時間労働、蔓延するブラック企業・ブラックバイトなど、若い世代はその矛盾を深刻に受けています。「働くなら正社員があたり前」の政治と社会の実現に取り組むべきです。不登校や青年の引きこもりへの抜本的対策、世界一高い大学の授業料など学費負担を軽減し、給付制奨学金制度の創設と拡充が必要です。

1、個人の尊厳を守り、ジェンダー平等社会を推進すること。

- 1) 男女賃金格差の是正をはじめ、働く場でジェンダー平等を確立すること。医療、介護、保育などケア労働従事者の待遇改善を図ること。
- 2) 政策・意思決定の場に「男女半々」の目標を掲げ、本気の取り組みを進めること。
- 3) 選択的夫婦別姓を実現する民法改正を速やかに行うよう求めること。民法・戸籍法などに残る差別的条項をなくすこと。
- 4) 性暴力をなくすための施策と法改正を求めること。

- 5) DV 対策を強化すること。セクハラ・パワハラ・マタニティハラスメントなどハラスメントをなくす取り組みを強化し、それぞれの分野で相談・支援体制を作ること。
- 6) LGBT/SOGI に関する差別のない社会をめざす取り組みを進めること。
- 7) 国籍や民族の多様性を認め合い、共生する社会の実現めざす取り組みを進めること。
- 8) 女性差別撤廃条約と憲法の全面実施の立場でジェンダー主流化を進める。

2、男女平等の取り組みを強め、以下の点で実効ある対策を推進すること。

- 1) 男女の賃金格差・昇進昇格差別・年金格差、採用差別など、働く女性への差別をなくす対策を進めること。パートや派遣など非正規労働者の権利を守り、均等待遇と正規雇用化を進めること。
- 2) 妊娠・出産への不利益取り扱いをやめさせ、解雇、退職勧奨を根絶すること。
- 3) 所得税法 56 条の廃止など自営業・農業女性の労働を正當に評価し、支援すること。
- 4) 子どもの医療費助成の対象を、早急に、中学校卒業まで拡充し現物給付化すること。待機児童を解消する認可保育所の増設・整備し、育児・介護休業制度の拡充など、働く男女がともに家族責任を果せる社会をめざすこと。
- 5) 夫婦間暴力などの実態を調査し、県の婦人相談室の機能と体制の強化をはかり、一時保護施設の整備など、DV防止法に基づく実効ある措置を実施すること。
- 6) 選択的夫婦別姓制度の導入、非嫡出子の相続差別廃止など早急に民法の改正を求めること。
- 7) ひとり親家庭、シングルマザーへの経済的支援を拡充すること。生活保護基準以下の世帯には生活保護受給を進めること。
- 8) 県の女性幹部職員の積極的登用を進めるとともに、各種審議会には 3 割以上の女性の参画を、青年の登用も推進すること。

3、青年が人間らしく働き、くらし、学べる社会をめざす総合的な青年対策を実施すること。

- 1) 若者を使い捨てにするブラック企業・ブラックバイトの実態を調査し、是正させること。ブラック企業規制法の制定を求めること。青年の雇用確保と高校生・学生の就職支援を強化し、とりわけ県内就職率を 85% に引き上げる取り組みを強化すること。
- 2) 高校の授業料無償化を復活させること。私立高校への私学就学支援金は全国並みに県独自の加算を行うこと。県立大学の授業料の値上げは行わず、授業料免除・減額の対策を拡充すること。給付制奨学金を創設すること。
- 3) 青年の定住をめざし、若者定住住宅の整備を進め、空き家活用とリフォーム助成、家賃補助などの対策を進めること。
- 4) 青年の引きこもりの実態を調査するとともに、相談、居場所の設置、就労支援などの取り組みを強化すること。就労を目的にすることなくNPOや民間団体の取り組みを支援し、多様な段階的支援を強化すること。
- 5) 18 歳選挙権に向けて、憲法と教育基本法、子どもの権利条約に基づく主権者教育を進めること。

十二、9条改憲に反対し、戦争法廃止、特定秘密保護法・共謀罪法の廃止を求 めること。核兵器禁止条約の署名・批准を求めること。オスプレイの配備 と低空飛行訓練に反対し、憲法9条を守る非核平和の県政推進すること

菅政権は、「安倍政治の継承」を掲げ、憲法9条の改悪を進めようとしています。そのねらいは、米軍とともに戦える自衛隊の海外での武力行使に道を開き、戦争する国づくりを進めることです。9条改憲に反対する国民の多数派を形成することは日本の進路にかかわる中心課題となっています。

沖縄では米軍機オスプレイなど墜落事故や部品落下事故が続発しています。住民の安全を脅かすオスプレイ配備の撤去、訓練の中止は切実な課題です。県内でも米軍機F16戦闘機やオスプレイが飛行するな土傍若無人に行動しています。名護市辺野古への新基地建設を阻止することは「沖縄、そして日本の未来を切り開く」たたかいです。

10月24日、核兵器禁止条約の批准国が50か国となり、来年1月22日に発効されることになりました。画期的な出来事です。12月7日の国連総会では「核兵器禁止条約への署名・批准の進展を歓迎する決議」が130か国の賛成で採択されました。日本政府は反対しました。核兵器禁止条約を批准する政府の実現はいよいよ重要な課題となっています。県内では、県議会に続き33すべての市町村議会で「核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書」が採択されています。

憲法違反の自衛隊の海外派兵は中止すること。県民にとって重大なことは、海外派兵に踏み出す危険のある自衛隊に毎年100人弱の高校生が就職していることです。「子どもを再び戦場には送らない」の立場で取り組むことが必要です。

- 1、菅政権が進める憲法9条の改憲に反対すること。★
- 2、憲法違反の戦争法(安保法制)の廃止を求めること。戦争法に基づく米艦防護や米艦への給油活動の中止を求めること。中東への自衛隊の海外派兵の中止を求めること。
- 3、人権と個人情報保護に反する自衛隊への青年の名簿等の提供は中止すること。海外派兵を進めている自衛隊への高校生の入隊・就職については慎重に対応すること。
- 4、オスプレイの配備と低空飛行訓練に反対し、中止を求めること。米軍機の低空飛行訓練の中止を求めること。★
- 5、全国知事会が提言し、岩手県議会も意見書を採択している「日米地位協定の見直し」を国に強く求めること。★
- 6、沖縄知事選挙での県民の審判を無視し、辺野古への米軍新基地建設に反対すること。
- 7、「核兵器廃絶平和宣言」(98年6月県議会)に基づいて、県として非核平和の行政を推進すること。
- 8、侵略戦争の犠牲者の実態を調査、記録し、県民の戦争体験の継承に取り組むこと。戦争のない世界と日本を展望した国連憲章、憲法9条をはじめとした憲法の意義と内容を学び、啓蒙する取り組みを行うこと。
- 9、日米の軍事一体化・米軍支援をめざす岩手山演習場での日米共同訓練に反対すること。米兵の基地外への外出禁止措置を求めること。

- 10、国民を戦争に動員する有事立法・国民保護法制の廃止を要求すること。ありえない日本への攻撃を想定した岩手県国民保護計画は、県民を戦争態勢に動員するものであり、県民を動員する訓練などは行わないこと。市町村に対しても計画策定を押し付けないこと。
- 11、憲法を敵視し、侵略戦争を美化する「歴史教科書」など、侵略戦争を美化する動きを、芽のうちに摘み取る草の根の取り組みを広げること。

以 上